

復興まちづくりにおける 意向変化への対応

東日本大震災による津波被害からの
市街地復興事業検証委員会(第2回)
令和2年9月11日(金) 10時~12時



本日の内容

- 1 宮古市の概要と被害の状況
- 2 宮古市の復興事業
- 3 合意形成の取り組み（計画段階）
- 4 意向変化に対応した計画の見直し（実施段階）
- 5 段階的に行った意向確認

資料1：（復興計画に関するアンケート調査）

資料2：第1回復興まちづくりの会の資料

資料3：計画策定の様子（検討会立ち上げ型）

資料4：地区復興まちづくり便り

資料5：計画策定の様子（検討会立ち上げ型）

資料6：宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

1 宮古市の概要と被害の状況

【宮古市の被害状況】

○地震・津波の状況

- ・震度：震度5強
- ・最大波：高さ8.5m以上
- ・遡上高：最高40.5m

○津波浸水域

- ・約10平方キロメートル
(建物用地・幹線交通用地のうち21%)

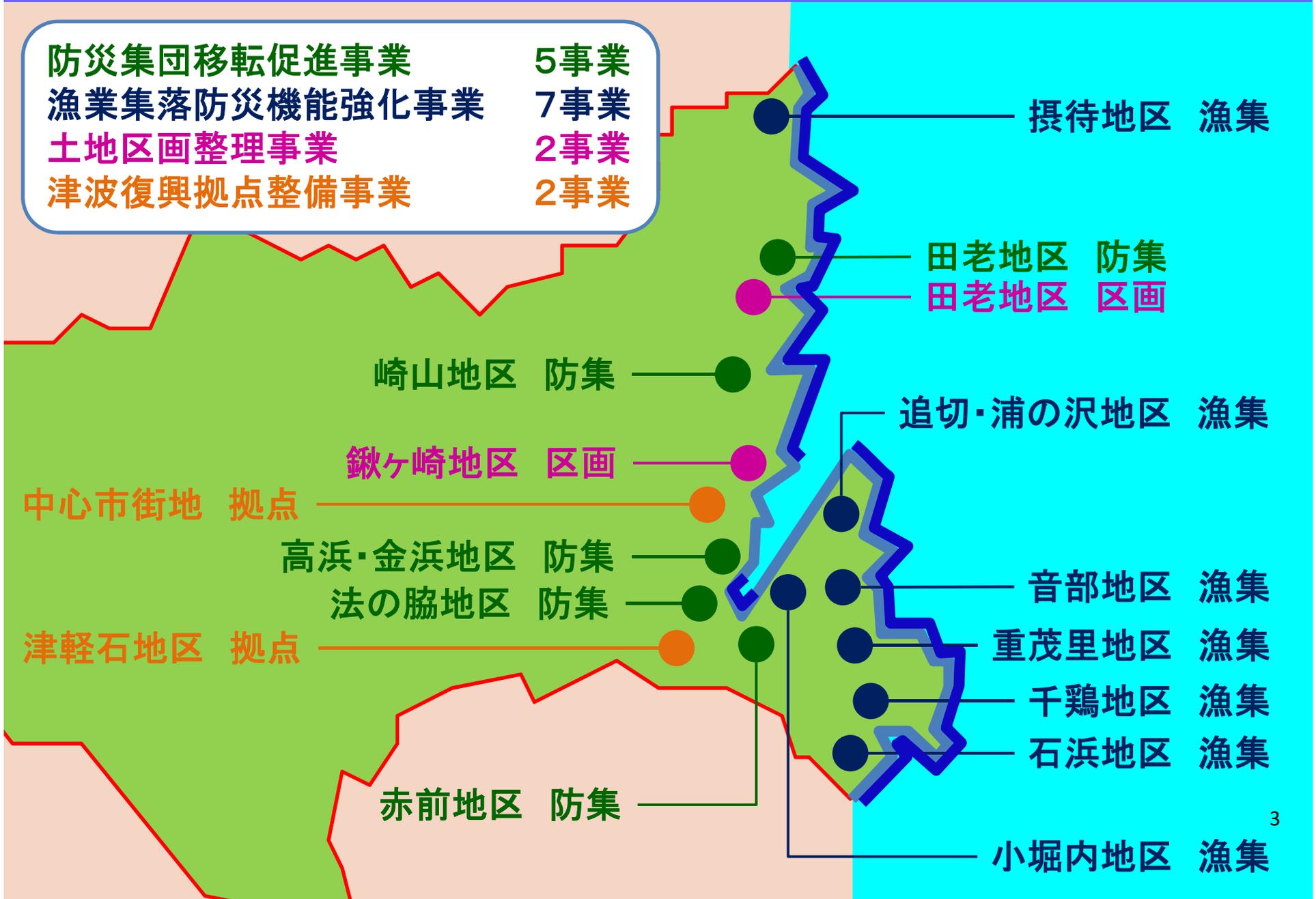
○人的被害及び住宅棟被害

- ・死者517人(男性251人、女性266人)
- ・建物全壊・半壊・損壊計 9,088棟
- ・避難者数(最大時) 85箇所 8,889人



2 宮古市の復興事業

防災集団移転促進事業	5事業
漁業集落防災機能強化事業	7事業
土地区画整理事業	2事業
津波復興拠点整備事業	2事業



3 合意形成の取り組み(計画段階)

被災

H23.3.11

3ヶ月後

H23.6

宮古市
震災復興
基本方針

復興に向けた基本的な考え方

- 市民生活の安定と再建を図ります。
- 安全で快適な生活環境の実現を図ります。

◆宮古市震災復興に係る市民懇談会開催
(6/23~7/4、14会場、参加者数1,516人)

【周知方法】広報誌、防災無線

◆復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査
(7/8~7/26、6,644世帯を対象。回答率(48.2%))

【送付方法】郵便※、仮設住宅投込み【資料1参照】

被災者の多くが、仮設住宅等への郵便物の転送届手続きがされており、郵便送付が可能であった。

7ヶ月後

H23.11.10

宮古市
復興計画
[基本計画]

復興に向けた3つの柱

- 住まいと暮らしの再建
- 産業・経済復興
- 安全な地域づくり

アンケート調査結果を復興計画に反映

3 合意形成の取り組み(計画段階)

7ヶ月後

H23.10～

復興まちづくり案の検討

◆第1回地区復興まちづくりの会
(9/6～10/8、市内23会場、参加者数1,239人)
【資料2参照】

- ・地区ごとの状況にあった検討を行うため、沿岸部の被災地区33地区を、被災戸数の規模に応じて2つに分類。(全体協議型、検討会立ち上げ型)
- ・検討会立ち上げ型においては、開催の都度、検討状況を復興まちづくり便りにて全市配布→意見募集→意見を次回の検討会に反映＝全市民参加型【資料5参照】

被災33地区

復興まちづくり便り

全体協議型(23地区)

被災戸数100戸未満
想定される復興パターンが一つ

第1回意向調査(面談)
(10/12～11/15)

復興まちづくり計画(素案)

意見交換会(12/12～1/11)
被災者の意確認を基に、まちづくり
の案を示しながら、意見交換を実施

検討会立ち上げ型(10地区)【資料3参照】

被災戸数100戸以上
想定される復興パターンが複数

地区復興まちづくり検討会

第1回(10/25～1/13)

意向調査※(面談等)(10～1月)

第2回(11/24～12/9)

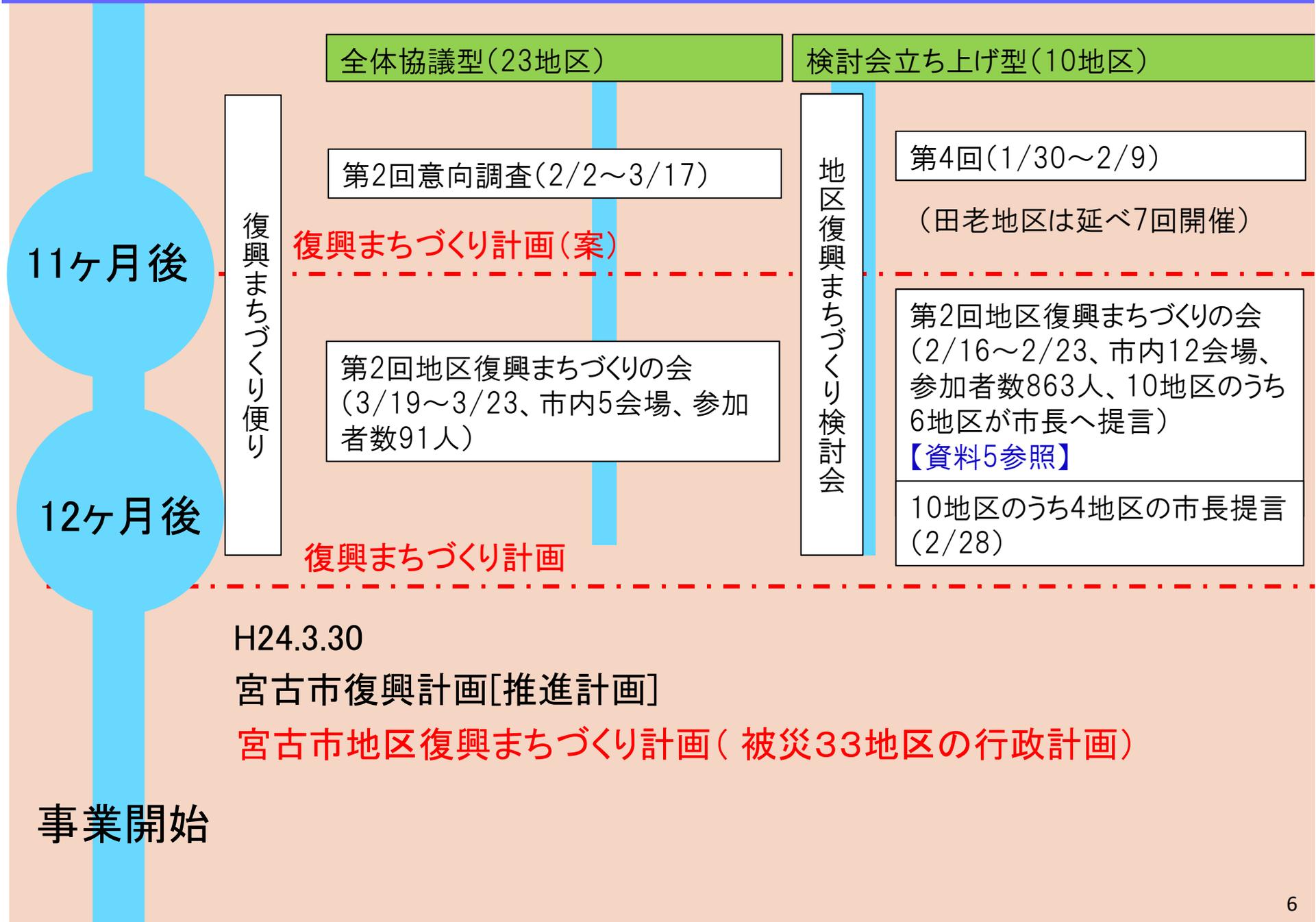
第3回(12/20～1/13)

計画内覧会(1/14～1/24)
市内13会場、参加者数667人

※面整備が想定される地区のみ

10ヶ月後

3 合意形成の取り組み(計画段階)



5 段階的に行った意向確認

1 被災者の意向確認

- ・被災者の再建意向は時間の経過とともに、変化していました。
- ・被災直後は、再建費用や家庭事情等に捉われず、持ち家志向が強い傾向にありました。
- ・行政側からの問いかけは、最初は被災者の意向を尊重し計画を進めながら、計画の確度を高めていく過程では被災者の事情に深く踏み込んだ問いかけをし、再建意向の確認を進めてまいりました。
- ・特に移転先団地整備においては、空き区画の発生を最小限にする取り組みを行ってまいりました。
- ・仮申し込み時の説明会においては、安易に辞退することがないよう協力を求めるとともに、申込書にもその旨を明記しました。
- ・工事段階においても、計画の見直しが可能な節目に意向の再確認を行ってまいりました。
- ・こうした取り組みを行い、空き区画の発生を最小限に抑制してまいりました。

(1) 計画段階

①復興計画（基本計画）

アンケートによる再建方法の意向確認

- ・復興に向け取り組む指針に反映

主なアンケートの内容

- ・住みたい場所(元の場所、地区内の高台、市内、市外)
- ・住まいの形態(補修、新築、民間賃貸、公営住宅)

5 段階的に行った意向確認

②復興計画（地区別の計画）

面談による再建方法の意向確認

- ・事業手法の決定
（防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業）
- ・移転候補地の決定

面談の内容

- ・住みたい場所（元の場所、地区内の移転先、市内、市外）
提示資料：津波シュミレーション、移転先の候補地
- ・住まいの形態（補修、新築、民間賃貸、公営住宅）
提示資料：住宅再建に係る各種助成等事業、災害公営住宅の家賃

（2）事業化段階

①各地区の事業計画

面談による再建方法の意向確認

- ・事業対象区域の決定（二線堤の位置、災害危険区域）
- ・移転先及び団地規模の決定
（移転候補地を示し、希望の移転先と希望面積（上限100坪）、公営住宅の規模）

面談の内容（前回より被災者の事情に踏み込み意向を確認）

- ・住みたい場所（元の場所、具体の移転先団地、市内、市外）
提示資料：移転先の候補地、二線堤の位置、災害危険区域の設定
- ・住まいの形態（補修、新築、民間賃貸、公営住宅）
提示資料：住宅再建に係る各種助成等事業、災害公営住宅の家賃シュミレーション

5 段階的に行った意向確認

(3) 事業実施段階

①用地買収段階

移転先団地の必要戸数、希望宅地面積の把握

- ・移転先団地の仮申し込み（移転対象者全員） → 団地規模確定 → 用地買収

- ・申し込み方式としたことで、アンケート方式より信頼性が高い意向把握ができた
- ・移転先団地及び希望面積（平均80坪程度で計画）

②一次造成段階（掘削着手）

移転先団地の仮申し込みの辞退、移転希望の再募集

- ・仮申込者は電話で確認
- ・再募集は郵送

- ・宅地面積の確定（平均100坪以内）

③二次造成段階（L型擁壁の製造）

1回目 — 移転先団地の仮申し込みの辞退、

- ・仮申込者に対し、郵送で確認

2回目 — 辞退者発生に伴い、面積増希望者の把握

- ・仮申込者に対し、電話で確認

- ・防災集団移転事業の宅地の平均面積上限100坪の範囲内で、宅地面積を拡大し、空き区画の発生を最小限にする取り組み

6 振り返り

○被災者の再建意向は、時間の経過とともに変化していました。

このため、計画から工事段階に渡り、見直しを重ねながら進めてきました。

・意向調査の初期段階は、事業手法や、移転団地の場所決定を重点とし、その後は、事業の進捗に応じ段階的に確度が高まるよう対応してきました。

明確なスケジュールを示してあげることが大切です。

・再建希望者の中には、現実的に難しいケースがあり、気持ちは汲みつつ現実的な想定に落とし込む見極めを行い進めてきました。

・被災による精神的な苦痛を受けている被災者に、行政は寄り添う姿勢が大切です。
33地区の説明会すべてに市長が出席したことにより、市民と行政の心の距離が縮まり、面談の意向調査を円滑に進めることができました。

資料1：(復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査)

第1回地区復興まちづくりの会 資料1

宮古市「復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査」結果 【田老地域版】

1. 調査概要及び回収状況

(1) 調査概要

調査方法：郵送による配布、回収
 調査期間：【発送】平成23年7月8日 【回答の返送締切】平成23年7月26日
 対象者：被災地域及びその周辺の各世帯
 配布数：【市全体】6,644世帯 【田老地域】1,172世帯

(2) 回収状況(平成23年8月16日時点)

回収数：【市全体】3,200世帯 【田老地域】654世帯
 回収率：【市全体】48.2% 【田老地域】55.8%

2. 集計結果(田老地域分)

(1) 回答者の属性

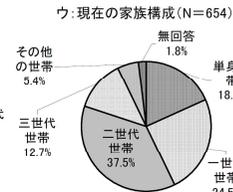
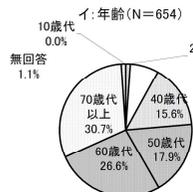
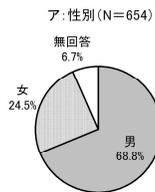
問1：世帯の代表の方についてお聞きします。
 それぞれ当てはまる番号を1つ選び○を付けてください。

- 世帯の代表の方にお答えいただいたことにより、「男性」、「70歳代以上」の回答者が多くなっています。また、二世帯世帯、一世帯世帯、単身世帯の順に多くなっています。

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
男	2,172	67.9%	450	68.8%
女	814	25.4%	160	24.5%
無回答	214	6.7%	44	6.7%
計	3,200	100.0%	654	100.0%

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
10歳代	1	0.0%	0	0.0%
20歳代	51	1.6%	8	1.2%
30歳代	218	6.8%	45	6.9%
40歳代	393	12.3%	102	15.6%
50歳代	572	17.9%	117	17.9%
60歳代	875	27.3%	174	26.6%
70歳代以上	1,050	32.8%	201	30.7%
無回答	40	1.3%	7	1.1%
計	3,200	100.0%	654	100.0%

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
単身世帯	592	18.5%	119	18.2%
一世帯世帯	786	24.6%	160	24.5%
二世帯世帯	1,142	35.7%	245	37.5%
三世帯世帯	425	13.3%	83	12.7%
その他の世帯	194	6.1%	35	5.4%
無回答	61	1.9%	12	1.8%
計	3,200	100.0%	654	100.0%

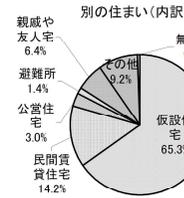
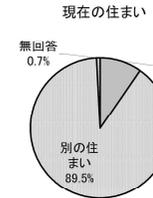


- 現在のお住まいが震災前とは別の方においては、「仮設住宅」が約65%と最も多くなっています。

エ：現在の住まい

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
同じ住まい	993	30.8%	95	9.8%
別の住まい	1,672	61.9%	501	89.5%
無回答	35	1.3%	4	0.7%
計	2,700	100.0%	560	100.0%

※[問2エ]の「被災なし」を除いた2,700人(田老560人)を対象



	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
仮設住宅	793	47.4%	327	65.3%
民間賃貸住宅	368	22.0%	71	14.2%
公営住宅	78	4.7%	15	3.0%
避難所	33	2.0%	7	1.4%
親戚や友人宅	177	10.6%	32	6.4%
その他	214	12.8%	46	9.2%
無回答	9	0.5%	3	0.6%
計	1,672	100.0%	501	100.0%

※[エ]で「別の住まい」と回答した1,692人(田老501人)を対象

- 震災前に仕事に就いていた方の職業は約19%が「漁業」で、職場については約50%が「田老」となっています。
- 震災前に仕事に就いていた方うち、震災後に何らかの変化(休業、廃業、休職、失業)があったと回答した方は、約40%となっています。

オ：震災前の仕事

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
農林業	28	0.9%	7	1.1%
漁業	371	11.6%	124	19.0%
製造業・建設業	447	14.0%	81	12.4%
販売・サービス業	618	19.3%	99	15.1%
公務員・団体職員	280	8.9%	75	11.5%
主婦(夫)	137	4.3%	31	4.7%
学生	1	0.0%	0	0.0%
無職	985	30.8%	174	26.6%
その他	263	8.2%	51	7.8%
無回答	70	2.2%	12	1.8%
計	3,200	100.0%	654	100.0%

カ：震災前の職場の場所

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
宮古	418	20.1%	42	9.4%
愛宕・光岸地	51	2.5%	2	0.4%
鍛ヶ崎	144	6.9%	6	1.3%
藤原・磯鶏	177	8.5%	11	2.4%
高浜	34	1.6%	1	0.2%
金浜	26	1.3%	0	0.0%
崎山	37	1.8%	10	2.2%
津軽石	78	3.8%	4	0.9%
赤前	66	3.2%	1	0.2%
重茂	59	2.8%	0	0.0%
田老	233	11.2%	223	49.7%
その他宮古市	141	6.8%	22	4.9%
県内	85	4.1%	14	3.1%
県外	43	2.1%	7	1.6%
無回答	486	23.4%	106	23.6%
計	2,078	100.0%	449	100.0%

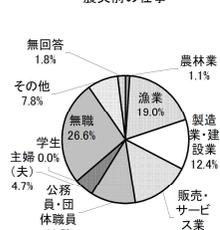
※[カ]の主婦(夫)、無職を除いた2,078人(田老449人)を対象

キ：震災後の仕事の変化

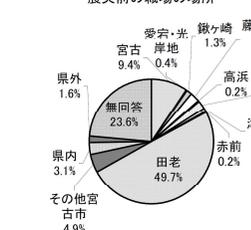
	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
休業	396	19.1%	86	19.2%
廃業	138	6.6%	34	7.6%
休職	99	4.8%	16	3.6%
失業	182	8.8%	48	10.7%
変化なし	895	43.1%	175	39.0%
その他	182	8.8%	40	8.9%
無回答	186	9.0%	50	11.1%
計	2,078	100.0%	449	100.0%

※[キ]の主婦(夫)、無職を除いた2,078人(田老449人)を対象

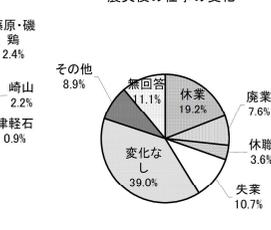
震災前の仕事



震災前の職場の場所



震災後の仕事の変化



資料1：(復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査)

(2)震災前の住まい、今後の住まいについて

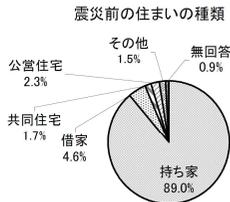
問2：震災前のお住まいについてお聞きします。
それぞれ当てはまる番号を1つ選び○を付けてください。

問3：今後の住まいをどのようにお考えですか。

- 震災前の住まいのほとんどが「持ち家」となっています。
- 住まいの被害については、「流出」の被害を受けている方が、回答者の半数以上を占めています。
- 今後の住みたい場所については、「近くの高台など」に住みたいと考えている方が47.1%と高い割合を占めています。(4ページ)
- 住みたい場所の理由は「津波被害を受けたくない」「離れたくない」が多くなっています。(4ページ)
- 今後の住まいとしては、約半数が「新築」となっています。(4ページ)
- 住みたい場所と考えている住まいをクロス集計すると、「近くの高台」で「新築」が最も多く、約27%となっています。(4ページ)

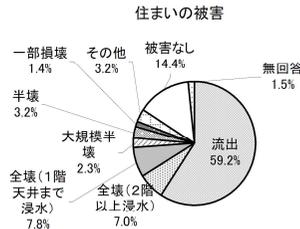
ウ：震災前の住まいの種類

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
持ち家	2,639	82.5%	582	89.0%
借家	225	7.0%	30	4.6%
共同住宅	218	6.8%	11	1.7%
公営住宅	26	0.8%	15	2.3%
その他	41	1.3%	10	1.5%
無回答	51	1.6%	6	0.9%
計	3,200	100.0%	654	100.0%



エ：住まいの被害

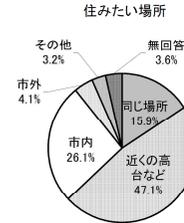
	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
流出	853	26.7%	387	59.2%
全壊(2階以上浸水)	307	9.6%	46	7.0%
全壊(1階天井まで浸水)	524	16.4%	51	7.8%
大規模半壊	408	12.8%	15	2.3%
半壊	305	9.5%	21	3.2%
一部損壊	147	4.6%	9	1.4%
その他	83	2.6%	21	3.2%
被害なし	500	15.6%	94	14.4%
無回答	73	2.3%	10	1.5%
計	3,200	100.0%	654	100.0%



ア-1：住みたい場所

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
同じ場所	990	36.7%	89	15.9%
近くの高台など	753	27.9%	264	47.1%
市内	639	23.7%	146	26.1%
市外	99	3.7%	23	4.1%
その他	72	2.7%	18	3.2%
無回答	147	5.4%	20	3.6%
計	2,700	100.0%	560	100.0%

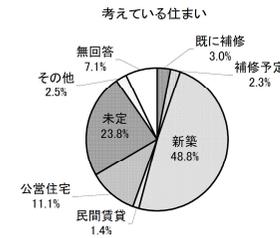
※[問2エ]の「被害なし」を除いた
2,700人(田老560人)を対象



ア-2：考えている住まい

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
既に補修	488	18.1%	17	3.0%
補修予定	269	10.0%	13	2.3%
新築	811	30.0%	273	48.8%
民間賃貸	89	3.3%	8	1.4%
公営住宅	176	6.5%	62	11.1%
未定	486	18.0%	133	23.8%
その他	82	3.0%	14	2.5%
無回答	299	11.1%	40	7.1%
計	2,700	100.0%	560	100.0%

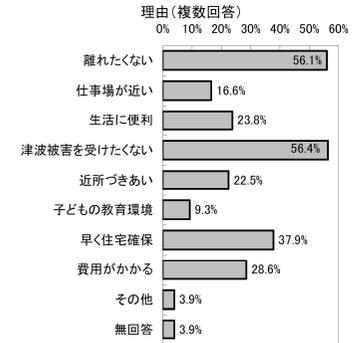
※[問2エ]の「被害なし」を除いた
2,700人(田老560人)を対象



イ：理由(複数回答)

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
離れたくない	1,441	53.4%	314	56.1%
仕事場が近い	442	16.4%	93	16.6%
生活に便利	871	32.3%	133	23.8%
津波被害を受けたくない	1,037	38.4%	316	56.4%
近所づきあい	640	23.7%	126	22.5%
子どもの教育環境	229	8.5%	52	9.3%
早く住宅確保	812	30.1%	212	37.9%
費用がかかる	797	29.5%	160	28.6%
その他	121	4.5%	22	3.9%
無回答	143	5.3%	22	3.9%
計	6,533		1,450	

※[問2エ]の「被害なし」を除いた
2,700人(田老560人)を対象



住みたい場所×考えている住まいのクロス

11. 田老	考えている住まい								計	
	既に補修	補修予定	新築	民間賃貸	公営住宅	未定	その他	無回答		
住みたい場所										
同じ場所	12	9	40		4	14	2	8	89	2.1%
近くの高台など	4	3	153		37	52	1	13	264	47.1%
市内	0.7%	0.5%	27.3%		6.6%	9.3%	0.2%	2.3%	47.1%	
市外	0.0%	0.2%	11.6%		0.9%	3.4%	8.9%	0.4%	26.1%	
その他	0.0%	0.0%	0.9%		0.0%	1.6%	0.7%	0.0%	3.2%	
無回答	1	9	65		19	50	2	4	146	26.1%
計	17	13	273		62	133	14	40	560	100.0%

資料1：(復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査)

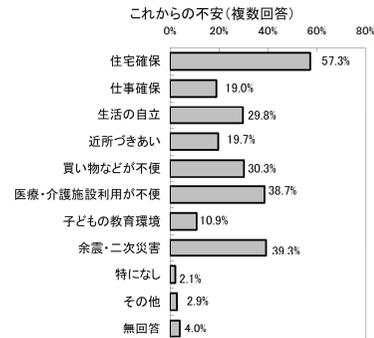
(3) 今後の不安、備えについて

問4：これからの暮らしにおいて、不安なことについてお聞かせください。
 問5：あなた自身で、今回の震災をきっかけに今後どのような備えをしたいと思いますか。

- 今後の不安としては、「住宅の確保」が約57%と多く、次いで「余震・二次災害」、「医療・介護施設利用が不便」となっています。
- 今後の備えとしては、「家族での話し合い」、「非常時持出袋」が多くなっています。

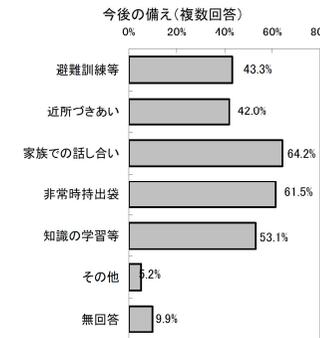
問4：これからの不安(複数回答)

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
住宅確保	1,208	37.8%	375	57.3%
仕事確保	551	17.2%	124	19.0%
生活の自立	947	29.6%	195	29.8%
近所づきあい	526	16.4%	129	19.7%
買い物などが不便	806	25.2%	198	30.3%
医療・介護施設利用が不便	817	25.5%	253	38.7%
子どもの教育環境	310	9.7%	71	10.9%
余震・二次災害	1,705	53.3%	257	39.3%
特になし	154	4.8%	14	2.1%
その他	104	3.3%	19	2.9%
無回答	173	5.4%	26	4.0%
計	7,301		1,661	



問5：今後の備え(複数回答)

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
避難訓練等	1,298	40.6%	283	43.3%
近所づきあい	1,406	43.9%	275	42.0%
家族での話し合い	2,043	63.8%	420	64.2%
非常時持出袋	1,970	61.6%	402	61.5%
知識の学習等	1,502	46.9%	347	53.1%
その他	128	4.0%	34	5.2%
無回答	333	10.4%	65	9.9%
計	8,680		1,826	



(4) 復興に向けた今後の施策について

問6：現在、宮古市では復興に向けた計画づくりに向け、次の3つの分野で施策の検討を進めています。「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」それぞれの方針について、大切だと思うことは何ですか。特に、当てはまるもの3つまでの番号を記入してください。また、施策に対するお考えや提案などがありましたらお書きください。

- 「すまいと暮らしの再建」に関しては、回答者の約70%が「住宅再建への支援」を選択し、次いで「経済的な支援など生活再建に向けた取り組み」が多くなっています。
- 「産業・経済復興」に関しては、「(施設の復旧、生産者支援、魚市場整備等の) 漁業振興

に向けた取り組み」が最も多く、ついで「農林業振興」が高い割合となっており、1次産業の復興が重視されています。

- 「安全な地域づくり」に関しては、「防潮堤や湾口防波堤等のハード整備に向けた取り組み」が最も多く、次いで「(道路や公共交通の再整備など災害に強い) 交通網の形成に向けた取り組み」が多くなっており、ハード整備の取り組みが求められています。

ア：すまいと暮らしの再建(複数回答)

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
経済的な支援等	1,706	53.3%	334	51.1%
住宅再建支援	1,717	53.7%	456	69.7%
健康の維持	443	13.8%	72	11.0%
医療体制の確保	1,067	33.3%	269	41.1%
児童・生徒の心のケア	239	7.5%	34	5.2%
学校教育環境の整備	370	11.6%	80	12.2%
生涯学習等の環境整備	137	4.3%	23	3.5%
雇用の場の確保	1,139	35.6%	238	36.4%
地域コミュニティ	421	13.2%	90	13.0%
無回答	433	13.5%	72	11.0%
計	7,672		1,668	

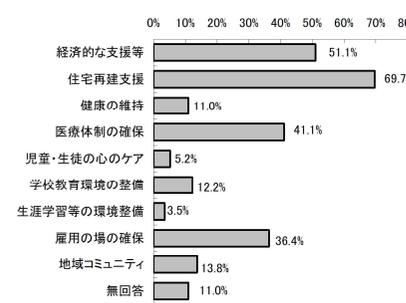
イ：産業・経済復興(複数回答)

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
農林業振興	967	30.2%	221	33.8%
漁業振興	1,522	47.6%	380	58.1%
製造業振興	815	25.5%	176	26.9%
商業・サービス業振興	881	27.5%	190	29.1%
観光振興	467	14.6%	67	10.2%
港湾振興	489	15.3%	147	22.5%
産業創出	689	21.5%	133	20.3%
事業創出	438	13.7%	95	14.5%
無回答	746	23.3%	144	22.0%
計	7,014		1,553	

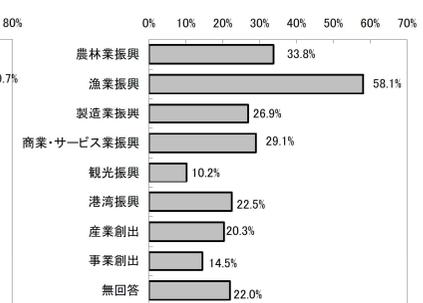
ウ：安全な地域づくり(複数回答)

	全体		田老	
	回答数	割合	回答数	割合
防波堤等	1,838	57.4%	398	60.9%
交通網整備	1,717	53.7%	355	54.3%
土木施設復旧	1,361	42.5%	329	50.3%
地域防災力	444	13.9%	108	16.5%
情報伝達・避難計画	872	27.3%	190	29.1%
災害記憶継承	277	8.7%	63	9.6%
自然エネルギー	545	17.0%	94	14.4%
無回答	515	16.1%	93	14.2%
計	7,569		1,630	

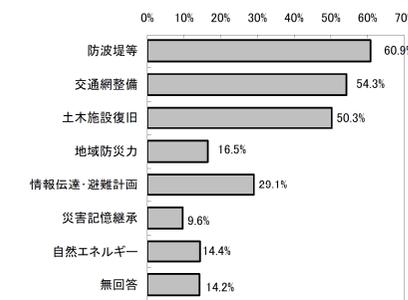
すまいと暮らしの再建(複数回答)



産業・経済復興(複数回答)



安全な地域づくり(複数回答)



資料1：(復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査)

■ 主な自由意見 (原文要約)

- ・ 住まいとくらしの再建に関して、「住宅確保に対する不安」などについての意見があります。
- ・ 産業・経済復興に関して、「漁業の復旧」、「観光復興や特産品開発」などについての意見があります。
- ・ 安全な地域づくりに関して、「安全な住宅地」、「道路整備」などについての意見があります。
- ・ その他として、「被災者、子どもたちへのケア」などについての意見があります。

住まいとくらしの再建について	
1	たとえ代替地があっても、そこへ居住していくことが困難な人が相当でくる。
2	高齢者の住居対策として、高層の公営住宅を設置してはどうか。
3	早く船を購入したい、浜に出たい。
4	中高年者の長期雇用を確保してほしい。
5	住宅や事業経営にかかる二重ローンの解消策が必要。
6	少子高齢化である現実も考え計画づくりをしてほしい。
7	学校だけでなく地域一丸となってこれからの将来を背負っていく子供達を支え、育てなければならぬ。
8	なんとか医師を確保してほしい。田老に病院が無いなんて事にならないようにしてほしい。
産業・経済復興について	
1	店舗、事業者、漁業者等にも義援金を出して良いのではないかな。
2	スーパーマーケットの早期設立、郵便局・銀行の早期復旧が必要。
3	水産業の復活と個人商店等の復活が重要。
4	海産物の生産加工を主とした復興再建が必要。
5	復興に向け更なる特産物の開発を強化してほしい。
6	観光や地産地消のため、遠洋漁業ばかりではなく沿岸の魚をとることも必要。
安全な地域づくりについて	
1	津波の影響を受けない安心できる住宅が必要。
2	田老地区の防波堤内建築確認の早期結論が必要。
3	高台が今までの町(田老町)の人々と一緒に新しい町をつくりたい。
4	線路を歩きたくないので、山のほうに三陸道か田老道路のような道路が必要。
5	山に向かう道を何本かつけてほしい。宮古や岩泉までの山道(迂回路)を整備してほしい。
6	今住んでいる仮設住宅(田老、西向山)にもバス停がほしい。
7	学校、施設、役所なども被害を受けない場所に移転してほしい。
8	東日本大震災以上の災害を想定して、防災計画の見直しが必要。
9	災害に強い町づくりをハード面だけの整備ではなく、ソフト面も併せて整備してほしい。
10	情報インフラを強化して、インターネット環境を良くしてほしい。AMラジオの難聴地域をなくしてほしい。
その他	
1	家が残った人には情報が全くなく、物資や電気も来ない。
2	仮設の入居期限をずっと先に伸ばしてほしい。
3	津波被害を受けた土地の今後の利用についても早く知らせてほしい。
4	雇用がない限り、宮古から人が居なくなる。
5	ストレスなど心のケアは、仮設などで重点的に行っているが、家で生活している者も、ケアしてほしい。
6	子どもたちのケアも大事。本当の意味で復興は、今の子どもたちが大人になった時に。
7	家が流されても、仕事さえあれば生きていけるし食べていける。また、公営住宅への取組みもぜひ確実に進めてほしい。
8	広報の入手もむずかしく、情報もわからない。いちばん必要な被災者が人手出来ていない。
9	大事なことは、早期に計画を実現することであり、行政が決断し行動してほしい。
10	少数意見でも吟味してほしい。

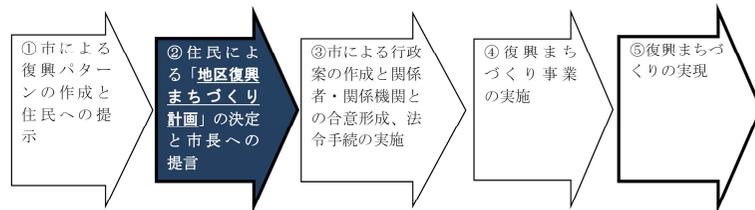
資料2: 第1回復興まちづくりの会の資料

第1回地区復興まちづくりの会 資料2

■ 検討会の立ち上げについて

1. 復興まちづくりの進め方

・復興のまちづくりは下記の順番で行われます。



・検討会では、再び深刻な被害を受けることのない、安心・安全に暮らすことのできる『まち』をつくるため、②の「**地区復興まちづくり計画**」を**住民自らの手で作成**し、市長に提言並びに計画の実現を要請いたします。

2. 検討会の構成

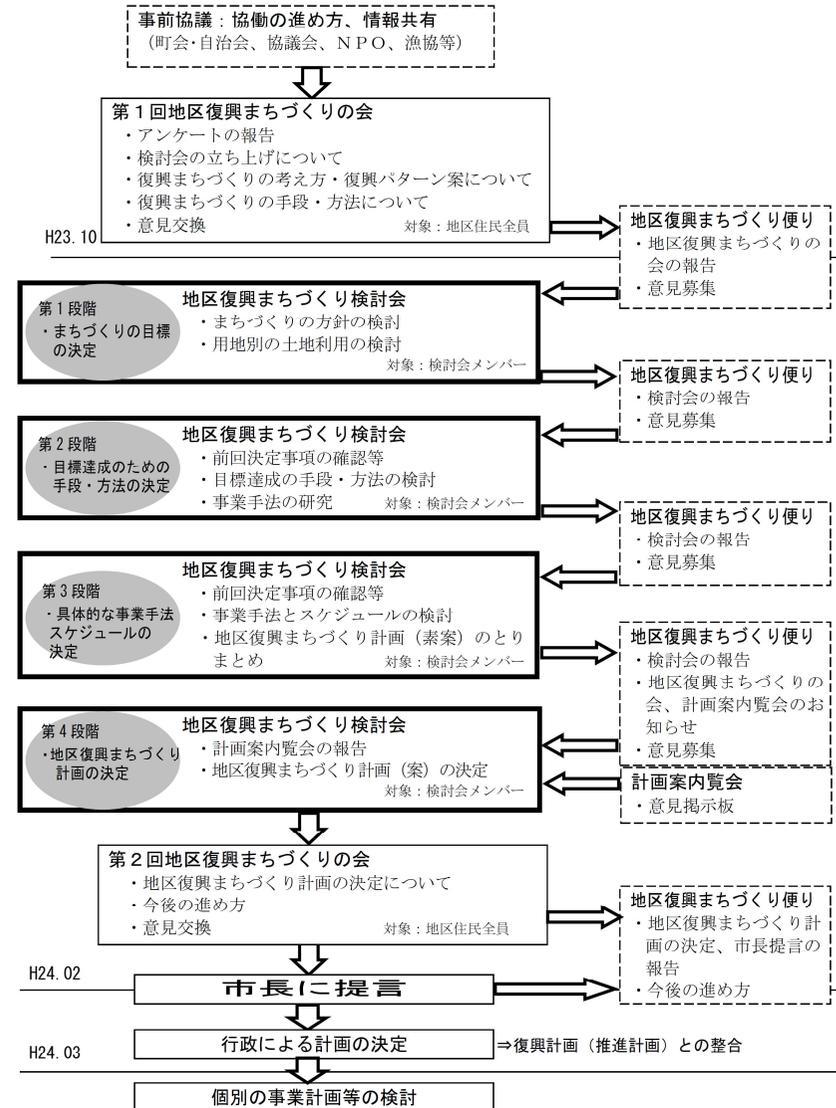
- ・地区住民の検討会メンバー（自治会、消防団、漁協等から選出された方）
- ・その他、検討会をサポートするスタッフ
宮古市都市整備部 都市計画課、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）、ランドブレイン株式会社 東日本大震災復興支援グループ

3. 検討会の進め方

・「復興まちづくり計画」を決定するため、下記の手順で検討することを考えております。



■ 検討会の進め方（詳細）



資料2: 第1回復興まちづくりの会の資料

■田老地区の復興パターン案について

被害の状況	<ul style="list-style-type: none"> 海側防潮堤が破壊され、山側防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せた。 浸水面積は121.2haにわたり、浸水高はTP+7.1~14.7mとなり、最大浸水深が13.9m（野中地区）に達した。 浸水区域内の建物の83.8%が流失または撤去となる被害を受け、避難所である田老第一中学校も浸水した。
復興まちづくりの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 従前のコミュニティに配慮しながら、災害に強いまちづくりを行う。 住む場所は津波被害を受けない安全な場所に確保する。 三陸縦貫自動車道のインターチェンジの整備を活かした地域の魅力づくりを進める。
イメージ図	<p>案 A-1：浸水区域は非可住地とし住宅地を背後の高台へ移転</p> <p>案 A-2：浸水区域は非可住地とし住居・町機能のすべてを集団で移転（候補としては下図の3箇所）</p>
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域で生活できる。 住宅地が分散する。 <ul style="list-style-type: none"> 津波とは無縁の場所に住むことができる。 コミュニティを維持できる。 住み慣れた場所から離れなければならない。

復興パターン案

資料2：第1回復興まちづくりの会の資料

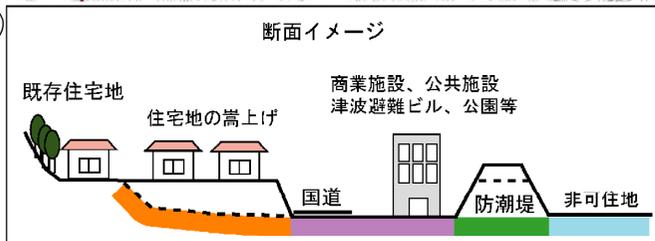
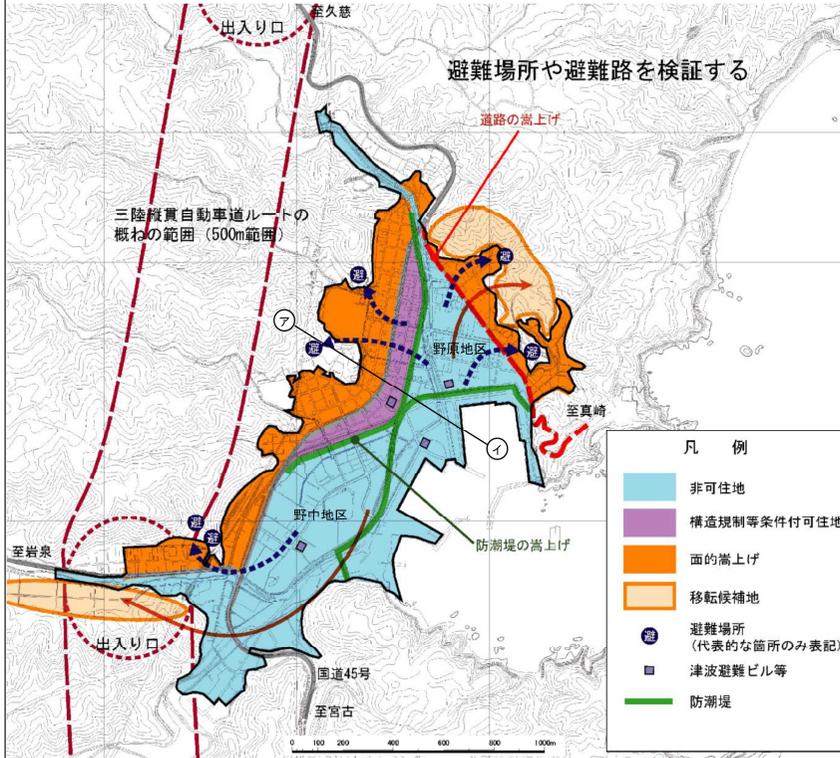
復興まちづくりの
考え方

- ・ 従前のコミュニティに配慮しながら、災害に強いまちづくりを行う。
- ・ 住む場所は津波被害を受けない安全な場所に確保する。
- ・ 三陸縦貫自動車道のインターチェンジの整備を活かした地域の魅力づくりを進める。

復興
パターン案

イメージ図

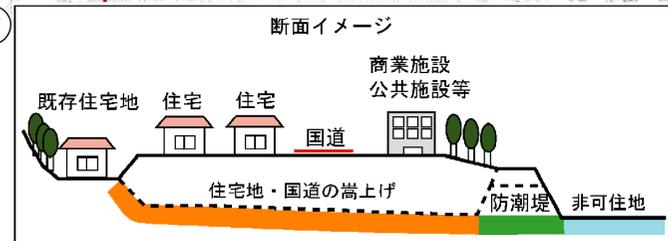
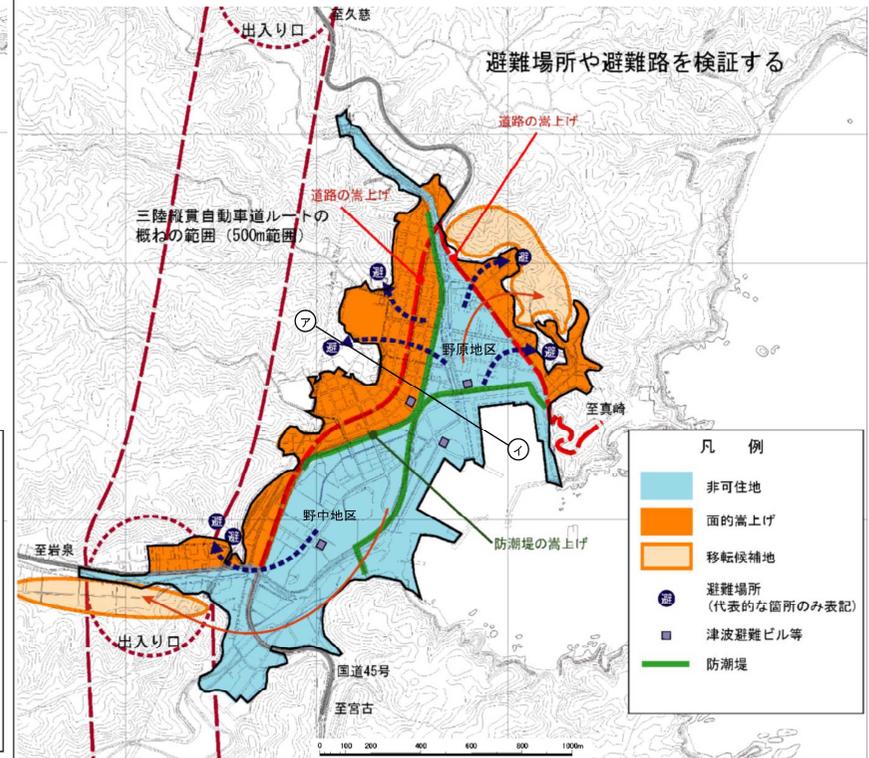
案B-1：野原地区、野中地区は非可住地とし背後の高台へ移転
田老市街地の一部を嵩上げ



特 徴

- ・ 田老市街地の一部に現地再建ができる。
- ・ 嵩上げた地盤の安定に時間を要するため再建に時間がかかる。

案B-2：野原地区、野中地区は非可住地とし背後の高台へ移転
田老市街地の全面を嵩上げ



- ・ 田老市街地に現地再建できる面積を広くとれる。
- ・ 地盤の嵩上げ高がとても大きいため、再建により時間がかかる。

資料3: 地区復興まちづくり便り

地区復興まちづくり便り

第7号 平成24年1月15日発行
発行：宮古市都市整備部都市計画課

第3回地区復興まちづくり検討会を開催しています

第3回検討会では、皆様からお寄せいただいたご意見や検討会でのご意見に応じた技術的な検討、関係機関との協議内容等をご報告しながら、事務局が整理した地区復興まちづくり計画（素案）のイメージを基に検討し、素案のとりまとめを行っています。

また、県から示された復興まちづくりの参考とする津波シミュレーションの設定条件（案）（以下参照）をご報告するとともにその条件に基づく津波シミュレーション結果をご説明しました。

●県から示された津波シミュレーションの設定条件（案）

- ・県が決定した防潮堤が整備されている。
- ・東日本大震災による津波が発生した当時の潮位及び津波高とする。
- ・東日本大震災による地盤が沈下した状態での地盤高とし、更なる地盤沈下は考慮しない。

今回の掲載は、12月20日開催の津軽石地区から1月5日開催の田老地区までの3地区分の第3回地区復興まちづくり検討会となります。地区復興まちづくり検討会における配布資料については、限られた紙面の都合上、掲載することができませんので、下記の宮古市都市計画課のホームページ又は配布場所でご案内いたします。

○宮古市都市計画課のホームページアドレス

<http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-1566-7342.html>

○資料配布場所

市役所都市計画課、田老総合事務所、崎山・花輪・津軽石・重茂出張所、市立図書館、フラットピアみやこ、総合福祉センター、市民総合体育館フォーラム棟、グリーンピア三陸みやこホテル棟

■■ 問い合わせ先 ■■

宮古市都市整備部都市計画課 計画担当	ランドブレイン株式会社
TEL：0193-68-9105	TEL：0193-77-3638
FAX：0193-63-9115	FAX：0193-77-3639
Eメール：toshi@city.miyako.iwate.jp	Eメール：miyako-fukkou@landbrains.co.jp

●第3回田老地区復興まちづくり検討会

◆第3回検討会開催概要

日時：12月21日（水） 18:30～21:00

場所：田老総合事務所3階会議室 出席者：検討会メンバー21名

※第3回検討会で十分な検討時間が取れなかったことから、日を改めて検討を行いました。

日時：1月5日（木） 13:30～17:00

場所：田老総合事務所3階会議室 出席者：検討会メンバー23名



検討にあたっての確認事項

■市民の方から寄せられた意見等について

まちづくり便りに寄せられたご意見、検討委員の方やNPO田老が実施したアンケート、大平地区からのご意見と検討会の意見を照らし合わせ、検討会にない意見について検討しました。

■津波シミュレーションについて

国道45号から山側、乙部の山側を浸水しない高さまで嵩上げする場合の必要盛土高を津波シミュレーションにより計算しました。その結果、国道45号から山側までは最大で3.8m、乙部の山側は7mの盛土高が必要であることをご説明しました。

■国道、県道、河川堤防の整備に関する協議状況について

国道のみを嵩上げし防潮堤として活用することはできませんが、背後のまちづくりとともに嵩上げすることは考えられます。県道は、嵩上げは考えられるものの、鉄道の高さや河川堤防との関係から検討が必要とのことです。また、田老湾周辺の河川に津波のエネルギーを分散させることは、安全を確保できるだけの十分な断面がないことや新たな浸水区域が生じるなどの問題があることをご説明しました。

■防潮堤の形状等について

第3回検討会で、年内に県の防潮堤の災害査定が終わり、年明けには防潮堤の構造について情報提供ができることをご説明しておりましたが、災害査定計画図は標準断面であるため、実際の構造については、これから行う地質調査など詳細な調査・設計を待たうで決まっていくことをご説明しました。

■小・中学校の位置について

田老第一小学校と田老第一中学校の移転の可能性について、市教育委員会に確認したところ、当面は現位置での利用を考えており、今年度は、中学校の校舎の復興を進め、来年度は、プールの復旧を行うとのことでした。

■アイノ山高台移転について

アイノ山に100戸の高台住宅地を造成する案を作図しましたが、取付道路が北高校方面から迂回し延長が長いうえ、勾配、カーブもきついため利用しづらい道路に加え、造成地についても大きな法面が生じ造成費用が多額になることをご説明しました。

地区復興まちづくりの目標（素案）

- ・誰もが安心して住めるまち、災害に強いまち
- ・住環境が良く、人に優しいまち、楽しいまち、ふるさとといえるまち
- ・漁業のまち、観光のまち、海と親しむまち
- ・商業のまち、製造業のまち、産業が盛んなまち

地区復興まちづくりの方針（素案）

① 土地利用の方針

移転対象	一部移転とする（危険な区域は近くの高台等に移転する）。 ※今回浸水しない周辺も含め安全な高台等に移転するという意見もある。 全戸移転する場合は、高台に田老の中心となる広場に面した商業エリアを設け、学校、銀行、屯所、有床の診療所、皆が集まる場所を設ける。
移転先	乙部高台、古田、グリーンピア周辺等

資料3：地区復興まちづくり便り

土地利用	野原地区	水産業・漁業等の施設。 水産加工団地。
	漁港地区(堤外地)	漁業、水産業のための土地利用。子ども達が海と親しめる場所。
	大平地区(駅前)	嵩上げて可住地。駅前商業地。
	国道45号の山側	面的に嵩上げて可住地。
	二線堤と国道45号の間	地域イベント広場、公園のある商業地。 商業地(商業施設の上層階から避難路と接続)。 条件付き可住地(津波に耐える構造の建物の1階にピロティ(通り抜け)を設けた商業施設。 浸水階より高い階のみ住宅やグループホーム等を認める)。
	乙部、青砂里	非可住地。
野中地区	スポーツ施設や市民会館などの公共施設用地。 集団農場、製造業、養殖や新産業用地。 ソーラーパネルの設置など、民間の力を活用。雇用を発生させる産業用地。 非可住地(公園・池とし、津波のエネルギーを弱める)。	

② 道路、防災等の施設配置の方針

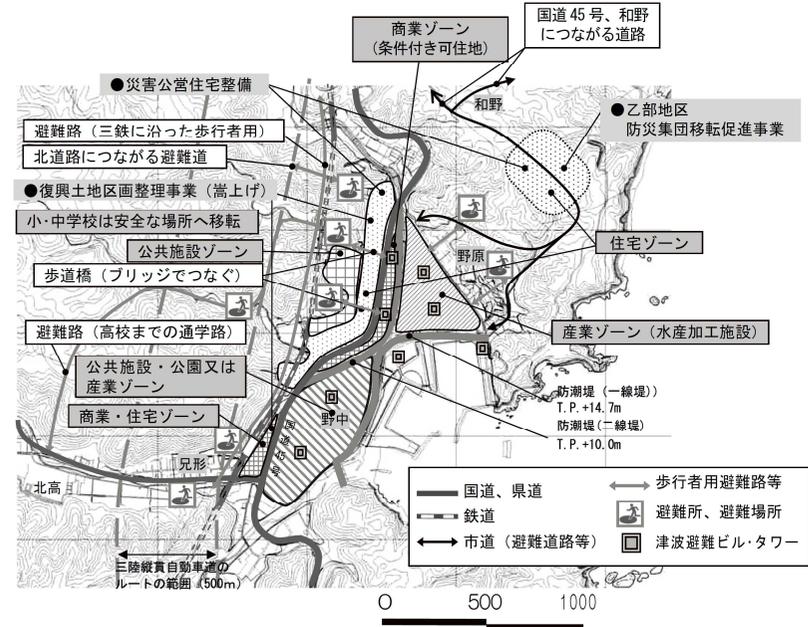
防潮堤	防潮堤の水門は可能な限り減らし、防潮堤を乗り越えるスロープを整備。
避難場所、避難タワー、ブリッジの整備	予想浸水深が深い区域内には津波避難タワーやブリッジなどを整備し、地区周辺の高台に避難場所を適切に配置するとともに安全性を高め機能充実を図る。
避難路・避難道	安全な高さで連絡できる避難道路を整備するものとし、地区中心部と北高校を結ぶ歩行者道路の整備。三鉄に沿った歩行者用道路、三陸縦貫道路につながる歩行者用避難道の整備。
公園の整備	野中地区に運動公園整備。防潮堤クロスポイントに緩衝緑地整備。 二線堤と国道45号の間にイベント広場整備。 中学校を移転し、跡地の校庭をイベント広場。兄形団地に公園整備。
道路	国道45号については、まちづくりとともに嵩上げる案と現状の高さのままとする案がある。 乙部・青砂里地区の高台住宅地にアクセスする道路整備。 地区中心部と港を連結する防潮堤を乗り越す道路を整備。
排水施設	地区中心部の排水対策。
鉄道駅	田老駅は現位置。
小・中学校	小・中学校は、安全な場所へ移転。

★計画に盛り込まなかった検討意見 () はその理由

- ・防潮堤の線形の見直し及び天端に車道を設ける。(防潮堤の線形及び構造については、今後県が進める地質調査や詳細設計により具体的になってくるものではあるが、地質の状況などにより大きく左右されることから現段階での判断は困難であるため。)
- ・野原地区を可住地とする。(津波シミュレーション結果、予想浸水深が非常に深く危険なため。)
- ・被災地はすべて非可住地。(津波シミュレーション結果、予想される浸水が軽微な浅い区域を非可住地とする根拠がないため。)
- ・兄形地区に運動公園。(兄形地区で十分な用地を確保することが困難であるため。)
- ・国道45号を嵩上げし防潮堤を沿うルートに変更。(国道を、防災機能を持たせる目的で整備することは困難であるため。)
- ・河川に津波を流す。(津波を吸収できる容量がない。また、今回浸水しなかった上流部の被害が懸念されるため。)
- ・アイノ山に高台移転。(地形が急峻なため、取付道路の確保に問題が多く、造成費用も多額になるため。)
- ・乙部、青砂里の山側住宅地をひな壇状に嵩上げし居住地。(津波シミュレーション結果、浸水しない高さまでの盛土工高が7mを必要とし住宅地とするには困難であるため。)

復興まちづくり計画図(素案)

復興まちづくり方針に基づく計画図をまとめると次のとおりです。



事業およびスケジュール(素案)(抜粋)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32以降
乙部地区防災集団移転促進事業	調査・設計・協議	事業着手			住宅建設				
田老荒谷、館が森、川向嵩上げ復興土地区画整理事業	調査・設計・協議	事業着手			住宅建設				
駅前地区嵩上げ区画整理事業	調査・設計・協議	事業着手(宅地造成、公共施設整備)							
災害公営住宅整備事業			調査・設計・協議	事業着手					

※事業スケジュールは現時点の想定です。「住宅建設」は各権利者が実施するものです。
※このほか、避難施設、道路等の整備事業、ソフト事業、以前からの田老地区の課題に対応したまちづくり事業があります。

資料3: 地区復興まちづくり便り

●内覧会開催のご案内

地区復興まちづくり検討会でとりまとめた「地区復興まちづくり計画（素案）」を市民の皆様へ広く公開し、ご意見をいただくため、1月14日（土）～1月24日（火）の期間で内覧会を開催しています。

各地区の会場で、それぞれの地区の内容を掲示のうえご説明いたします。日にちによって掲示を行う会場が異なりますので、以下の表で開催日時等をご確認のうえ、ご来場いただけますようご案内いたします。

地区名	開催場所 会場	開催日程											
		1/14 (土)	1/15 (日)	1/16 (月)	1/17 (火)	1/18 (水)	1/19 (木)	1/20 (金)	1/21 (土)	1/22 (日)	1/23 (月)	1/24 (火)	
田老	檜内地区集会所	○		○									
	グリーンピア三陸みやこ 体育館横集会所		○		○								
	田老総合事務所 3階3-1会議室	○	○	○	○								
鍛ヶ崎	鍛ヶ崎小学校仮設住宅 談話室								○	○	○	○	
愛宕・ 築地・ 光岸地	愛宕小学校仮設住宅 談話室								○	○	○	○	
藤原	宮古市公害試験室	○	○	○	○								
磯鶏	西上村地区会館							○	○	○	○		
高浜	高浜コミュニティ消防 センター							○	○	○	○		
金浜	金浜老人福祉センター							○	○	○	○		
津軽石	荷竹自治会館	○	○	○	○								
赤前	赤前小学校仮設住宅 談話室							○	○	○	○		
中心 市街地	市役所分庁舎3階大会議室							○	○	○	○		
全地区	市役所分庁舎3階大会議室							○	○	○	○		

※内覧会の開催時間は、各会場とも10:00～15:00までとなります。

※市役所分庁舎3階大会議室では、1月20日～1月23日まで10地区全ての計画をご覧になれます。

「地区復興まちづくり便り」は、各地区で開催した地区復興まちづくりの会や現在開催されている検討会等の検討状況の報告を行うとともに、報告内容に対するご意見を住民の皆様から広くいただくことを目的として発行しております。添付の意見記入用紙を利用いただき、多数のご意見をお寄せくださるようお願いいたします。



皆様のご意見をお待ちしております！



宮古市地区復興まちづくり便り ＝意見シート＝

平成24年1月15日号

「宮古市地区復興まちづくり便り」の掲載内容に関して、ご意見をお寄せください。

以下の欄にテーマに沿ったご意見を記入いただき、下記あて先までご提出ください。

なお、ここで頂きましたご意見は、今後予定している地区別の「検討会」や「個別相談」を進める上で参考とさせていただきます。

◆あなたのお名前、性別、年齢、ご住所、電話番号を下の欄にご記入ください。

お名前	性別	年齢	現在お住まいのご住所
	男性/女性		
ご連絡先（電話番号）		震災前のご住所（現在とお変わりなければ空欄で可）	

※いただいた個人情報につきましては、一切公表いたしません。

ご意見をいただく地区を右にご記入ください。
(地区名を〇で囲んでください)

	地区
--	----

※今号の「地区復興まちづくり便り」に掲載されている地区に限ります。

◆上でお選びいただいた地区について、以下のテーマに沿ってご意見をご記入ください。

(テーマに対するご意見がなければ、空欄でも結構です。)

1. 「地区復興まちづくり便り」でお知らせしているように、現在各地区で「地区復興まちづくりの会」が開催され、今後、地区別の具体的な検討に入ってまいります。そのことについて、あなたの考えをお聞かせください。

.....

.....

.....

2. 上でお選びいただいた地区の復興まちづくりに関連して、あなたのお考えをお聞かせください。
(例：「■地区の移転先は〇〇の辺りが良い」「△△地区を、将来こんなまちにしたい」など・・・)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

■この意見シートは以下のあて先までFAXまたは郵送、ご持参によりご提出ください。

宮古市 都市整備部都市計画課 計画担当 事務局：ランドブレイン株式会社

TEL：0193-68-9105

TEL：0193-77-3638

FAX：0193-63-9115

FAX：0193-77-3639

住所：宮古市新川町2番1号

住所：宮古市磯鶏1丁目2-8

資料4:市長への提言書

田老地区復興まちづくり計画

田老地区復興まちづくり検討会

■地区復興まちづくり検討会の経緯

9月22日(木)～26日(月)第1回地区復興まちづくりの会

- ・アンケートの報告
- ・検討会の立ち上げについて
- ・復興まちづくりの考え方・復興パターン案について
- ・復興まちづくりの手段・方法について
- ・意見交換



第1段階
・まちづくりの目標の決定

10月25日(火)第1回
地区復興まちづくり検討会
・まちづくりの目標の検討
・用地別の土地利用の検討



第2段階
・目標達成のための手段・方法の決定

11月25日(金)第2回
地区復興まちづくり検討会
・分野別の方針の検討
・手段・方法の検討



12月18日(日)意見交換会

第3段階
・具体的な事業手法スケジュールの決定

12月21日(火)第3回
地区復興まちづくり検討会
・事業手法とスケジュールの検討
・計画(素案)のとりまとめ



1月5日(木)第3回検討会の追加会

地区復興まちづくり計画(素案)内覧会
1月14～17日10～15時 田老総合事務所ほか
1月20～23日10～15時【10地区合同】市役所分庁舎
・地区復興まちづくり計画(素案)の掲示
・検討経緯の紹介と意見収集



第4段階
・地区復興まちづくり計画の決定

1月30日(月)第4回
地区復興まちづくり検討会
・計画案内覧会の報告
・地区復興まちづくり計画(案)の決定



2月18日(土)第2回地区復興まちづくりの会

- ・地区復興まちづくり計画の決定について
- ・今後の進め方
- ・意見交換



2月22日(水)検討会の臨時会

平成24年2月28日 市長に提言

資料4:市長への提言書

◇ 田老地区復興まちづくり検討会メンバー ◇

	所属	氏名	摘要	
1	宮古市復興対策特別委員会	副委員長		
2		委員	連合会重複	
3				
4	田老地区自治会連合会	会長		
5		副会長	協議会重複	
6		理事		
7				
8				
9				
10		監事		
11				
12	田老地域協議会	会長	会長	
13		副会長		
14		委員		
15				
16				
17	田老町漁業協同組合	代表理事組合長		
18	田老第一中学校PTA	会長		
19	NPO 立ち上がるぞ！宮古市田老	理事長		
20		理事		

■田老地区復興まちづくり計画

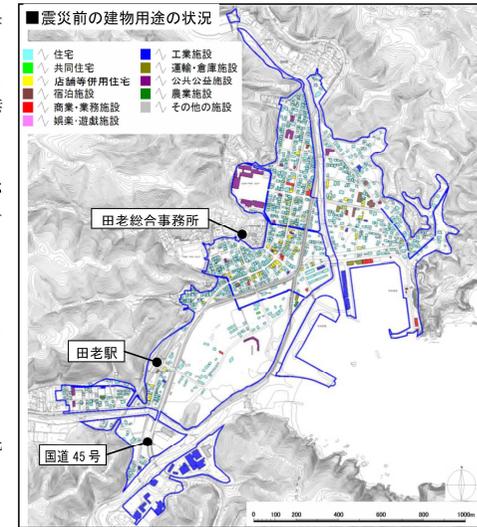
1. 地区の現況

(1) 地区の特性

田老地区は、豪壮、繊細な海岸線が続く陸中海岸国立公園内にあり、三王岩をはじめ真崎海岸、ウミネコ繁殖地の佐賀部、田老港など優れた景勝地をもつ観光とアワビやウニなどの磯漁業のほかワカメ、昆布などの養殖漁業が盛んな漁業の町です。さらにサケの水揚げ量が多く「さけの町」としても知られています。

地区の中心部は市街地が形成され、市役所総合事務所や教育・医療施設等の公共的施設、商店、飲食店などが集中していました。

地区周辺にはグリーンピア三陸みやこ、道の駅たろろ等の観光施設が立地しています。



被災状況調査（国土交通省）より

(2) 被災前の状況

国勢調査（平成22年度）では、田老地区の人口の構成は、宮古市全域に比べやや高齢化が進んでいます。

■被災地区を含む行政区における年齢別人口構成

H22	宮古市		田老	
	人数	割合	人数	割合
0～9歳	4,474	7.5%	259	7.3%
10～19歳	5,259	8.9%	331	9.3%
20～29歳	4,298	7.2%	206	5.8%
30～39歳	6,338	10.7%	298	8.4%
40～49歳	6,999	11.8%	460	13.0%
50～59歳	8,507	14.3%	509	14.4%
60～69歳	9,614	16.2%	582	16.4%
70歳以上	13,896	23.4%	899	25.4%
総計	59,385	100.0%	3,544	100.0%

国勢調査（平成22年度）より

資料4: 市長への提言書

(3) 地区の位置づけ

宮古市東日本復興基本計画における位置づけは以下のとおりです。

【復興まちづくりの方向性】

- ・北部の摂持地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を推進します。
- ・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置を進めます。また、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然資源や水産資源を活かした産業の復興を推進します。
- ・倒壊した防潮堤の復旧も含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進します。また、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組みを行います。

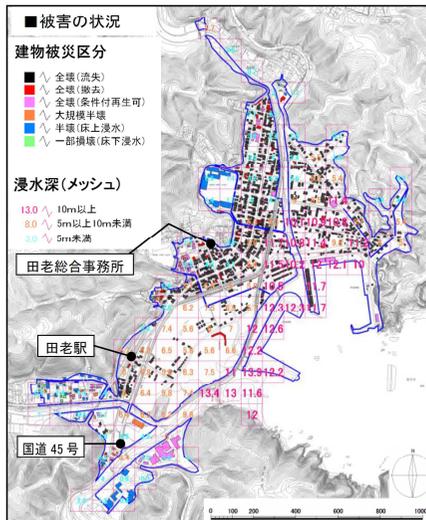
(4) 被害の状況

本地区の歴史は古くから津波との闘いで、慶長16年、明治29年、昭和8年に壊滅的被害を受けました。

昭和54年完成の大防潮堤ができた後に発生した今回の3月11日の東日本大震災においても、被害は甚大なものとなりました。海側の第一防潮堤が破壊され、第二防潮堤も越流し、地区一面に津波が押し寄せました。浸水面積は121.2haにわたり、浸水深はT.P.+7.1~14.7m、最大浸水深が13.9m(野中地区)に達しました。

津波による被害は死者141名(H23.6月現在・乙部、田老)、被害棟数1,076棟でした。浸水区域内の建物の83.8%が流失または撤去となる被害を受け、避難場所である田老第一中学校も浸水しました。野原、野中の建物は387棟が流失、全壊しました。(H23.10月現在)

今後は、漁港施設、水産加工場や製氷冷凍冷蔵施設などの漁業施設の復旧と産業の復興、津波から命を守る安全なまちとして再建するまちづくりが求められます。



被災状況調査(国土交通省)より

※T.P.: 東京湾平均海水面

2. 復興まちづくりの目標

田老地区の検討会での意見、地区復興まちづくり便りに対する意見、市からの情報提供などを踏まえて検討した、将来を見据えた復興まちづくりの目標は以下のとおりです。

(1) 地区復興まちづくりの目標

田老地区の復興まちづくりの目標を以下のとおりとします。

- ・誰も安心して住めるまち、災害に強いまち
- ・住環境が良く、人に優しいまち、楽しいまち、ふるさとといえるまち
- ・漁業のまち、観光のまち、海と親しむまち
- ・商業のまち、製造業のまち、産業が盛んなまち

誰も安心して住めるまち、災害に強いまち

生命を守り、子や孫を危険な目にあわせない、災害で二度と泣くことのないまちとするため、人工防災に頼らない、海が見える高台のまちとします。津波や水害に強く安心なまちづくりをすすめ、津波被害を風化させず、先人の知恵が生きている津波防災のまち モデル地区「克災(国際)的なまち」をめざします。

そのため、津波が来る場所にいるという意識を持ち、いつでも避難できるよう毎年訓練を続けます。水門の無い、消防団員もすぐ逃げられるスロープのある防潮堤や避難路へのスロープ整備を行います。



住環境が良く、人に優しいまち、楽しいまち、ふるさとといえるまち

子や孫が安心してずっと暮らせ、「ふるさとだ!」と思える、若者にとっても環境の良い、子供の笑顔と笑い声が聞こえる、誰もが住みたいと思うような楽しいまちにします。

小さい子供と高齢者が交流でき、住民一人ひとりの顔が見える、医、食、住のそろった高齢者が安心して暮らせる健康、医療に自信、安心が持てるまち、観光面でも魅力のあるバリアフリーのまちとします。

自然の海、川、山に親しみ、海辺や機場で子どもたちが楽しむ、四季を通して住民が住んで良かったと言えるまちとします。復興まちづくりを進めるため、まちづくりを担う人づくりをします。



漁業のまち、観光のまち、海と親しむまち

漁業を中心とした第1次産業が中心でワカメなら田老というようなまちにします。「海」と親しく付き合え、漁業者が安全操業できる基盤作りをすすめます。

防潮堤、三玉岩を活かし、また、田老を売り出すと観光により海産物もお菓子も遠くから買いに来たいと思う土産のあるまちとします。体験型観光漁業をとり入れ漁業と観光のまちづくりを行います。

その他、津波災害の写真やビデオを生かして津波の実態を知らせる資料館を建てることを検討します。



商業のまち、製造業のまち、産業が盛んなまち

活気ある商店街の復活をします。水産加工団地があり、製造業者の居るまち、産業が復興し仕事に活力がある、企業が進出しやすいまちとします。

NPO設立や起業により、事業提案をして、支援やお金をつかみとれる若者を育てます。

資料4: 市長への提言書

(2) 地区の復興まちづくりの方針

①土地利用の方針

地区の土地利用は、以下のとおりとします。

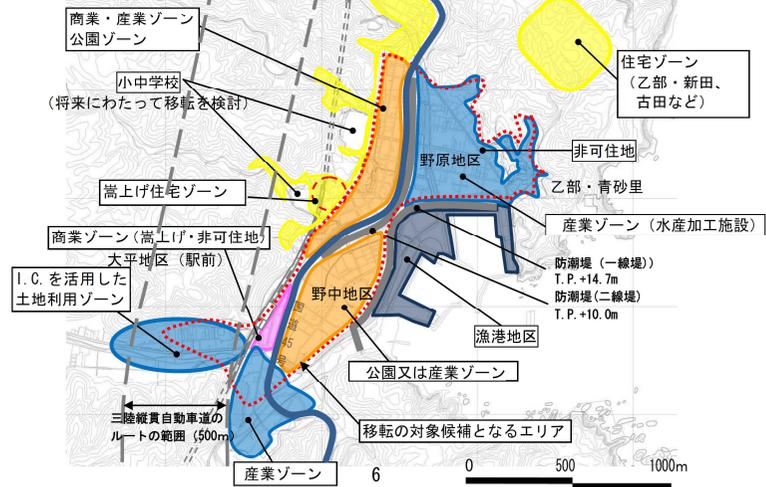
- ・ 従前のコミュニティに配慮しながら、災害に強いまちづくりを行います。
- ・ 子どもや高齢者にやさしいバリアフリーのまちづくりを行います。
- ・ 漁業をはじめ、観光、製造業や新たな産業が盛んなまちづくりを行います。
- ・ 防潮堤をT.P.+14.7mで整備することを前提とする。

●土地利用方針

移転対象	一部の移転困難な地区は残し、シミュレーションの浸水地域は高台に移転する。(危険な区域は近くの高台等に移転する)。将来的には、今回浸水しない周辺も含め安全な高台等に全戸移転することを基本としたまちづくりを進める。それが可能になるような復興特区などの制度について要望する。高台で田老の中心となる広場に面した商業エリアを設け、移転先で商業継続ができるようにする。学校、銀行、屯所、有床の診療所、皆が集まる場所等を設ける。
移転先	高台は、乙部・新田、古田等で検討し、一ヶ所にまとめる。

土地利用	野原、乙部、青砂里地区	非可住地。水産業・漁業等の施設。水産加工団地。
	野中地区	非可住地(公園・池とし、津波のエネルギーを弱める)。集団農場、製造業、養殖や新産業用地。ソーラーパネルの設置など、民間の力を活用。雇用を発生させる産業用地。
	漁港地区(堤外地)	早期の漁業復興に向けて、漁業、水産業のための土地利用。子ども達が海と親しめる場所。
	大平地区(駅前)	嵩上げる。非可住地とする。移転対象とする。
	集約して嵩上げる部分	館が森に浸水しない高さに嵩上げた住宅地をつくって地区に残りたい人のための居住の場とする。その場合、公営住宅は建設せず、民間の住宅とする。また、嵩上げ対象地の高台移転意向者にも対応できるようにする。
	二線堤の内側の土地利用	地域イベント広場、公園のある商業地。商業地(商業施設の上層階から避難路と接続)。国道45号の位置を変更し、総合運動公園、雇用を生み出す場とする。
	災害公営住宅について	新田平などの早期に着手できる場所に整備する。
兄形地区	I.C.の整備とそれに伴う県道の嵩上げ等の状況に応じたまちづくりを行う。	

●土地利用方針図



②道路、防災等の施設配置の方針

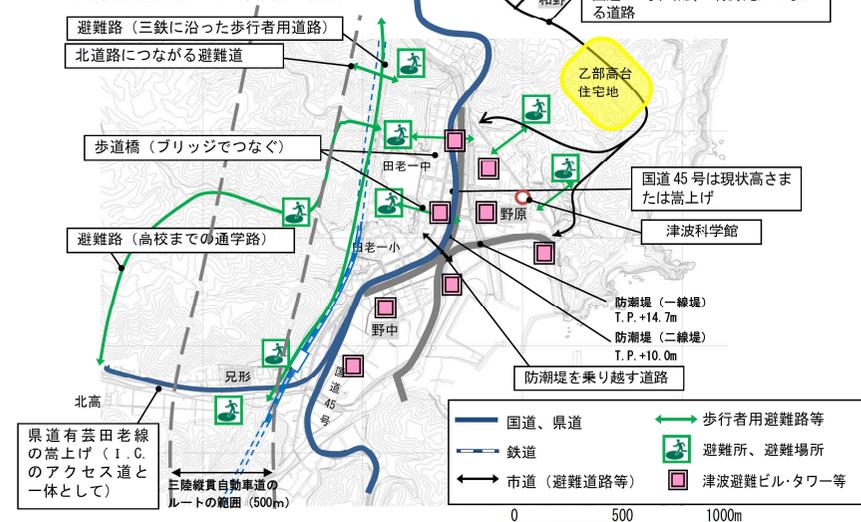
施設配置は、以下のとおりとします。

- ・ 安全な高さで連絡できる避難道路を整備します。
- ・ 避難場所、津波避難ビル、避難タワーなど避難場所の充実を図ります。
- ・ 地区中心部と港を連結する防潮堤を乗り越す港連絡道路を整備します。

●道路、防災等の施設配置方針

防潮堤	防潮堤のひ門は可能な限り減らし、防潮堤を乗り越えるスロープを整備。最善の機能を目指す(防潮堤の線形など)。一・二線堤の間を離す。第二線堤については、田老防浪堤として先人の偉業をたたえ、津波教育の場として保存する。第一線堤の青砂里の三王入口ひ門は遺産として保存する。
避難場所、避難タワー、ブリッジの整備	予想浸水深が深い区域内には津波避難タワーやブリッジなどを整備し、地区周辺の高台に避難場所を適切に配置するとともに安全性を高め機能を充実。
避難路・避難道	安全な高さで連絡できる避難道路を整備するものとし、地区中心部と北高校を結ぶ歩行者道路の整備。三鉄に沿った歩行者用道路、三陸縦貫自動車道につながる歩行者用避難道の整備。
公園の整備	候補地として、 ・ 二線堤と国道45号の間。 ・ 中学校を移転し、跡地の校庭をイベント広場。 ・ 兄形団地に公園整備。
道路	国道45号については位置を変更し、まちづくりとともに嵩上げするか、現状の高さのままとするか、地区の状況に応じて検討するとともに、冠水対策を合わせて検討する。 県道有芸田老線の嵩上げ(I.C.のアクセス道と一体として) 乙部・青砂里地区の高台住宅地を経由し和野・青野滝にアクセスする道路整備。地区中心部と港を連結する防潮堤を乗り越す道路を整備。
排水施設	地区中心部の排水対策。 長内川の沈殿地の安全性について確認が必要。
鉄道駅	田老駅は現位置。
小・中学校	小・中学校は、将来にわたって安全な場所への移転を協議していく。

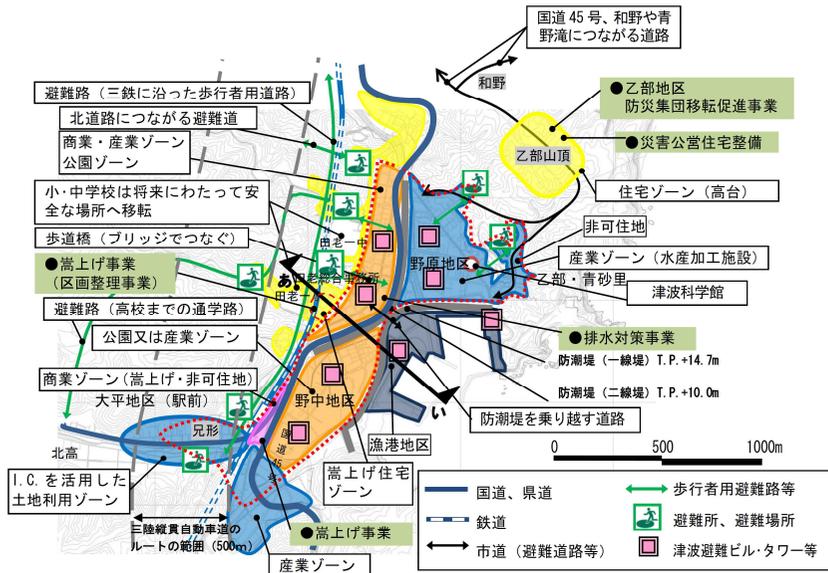
●施設配置方針図(一部移転の場合)



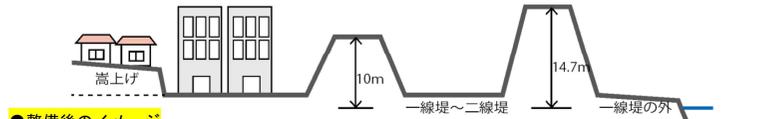
資料4:市長への提言書

3. 田老地区復興まちづくり計画図

- ・津波シミュレーションによる浸水被害の危険性が高い区域を非可住とし、乙部・新田、古田高台において、非可住とした地区の居住者の集団移転先の団地、災害公営住宅を整備します。
- ・駅前地区を嵩上げし、三陸鉄道田老駅をバリアフリー化します。
- ・避難場所への安全な避難路を確保し、浸水しない区域を結ぶ安全な避難道路を整備します。
- ・平常時からの冠水地区に対する排水対策事業を行う。



あーい 断面イメージ図



●整備後のイメージ



4. 導入事業およびスケジュール

導入事業およびスケジュールは以下のように計画しました。

住宅地整備については、団地の規模等が具体化の中で、早期住宅建設ができるよう見直していきます。

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32以降
住宅地整備	防災集団移転促進事業	調査・設計・協議	事業着手			住宅建設	(権利者が実施)			
	嵩上げ事業(区画整理事業)	調査・設計・協議	事業着手			住宅建設	(権利者が実施)			
	駅前地区嵩上げ事業(区画整理事業)	調査・設計・協議	事業着手(宅地造成、公共施設整備)							
	災害公営住宅整備事業	調査・設計・協議	事業着手	調査・設計・協議	事業着手					
道路・公園整備	市道道路整備事業	調査・設計・協議	事業着手(道路整備)							
	避難場所整備事業	調査・設計・協議	事業着手(造成、防災施設整備)							
	避難路整備事業	調査・設計・協議	事業着手							
	運動公園事業	調査・設計・協議	事業着手							
海岸等	防潮堤・水門整備事業		事業着手							
	排水対策事業		調査・設計・協議	事業着手						
ソフト事業	産業活性化事業(水産業、観光業等)	調査研究・企画	産業活性化の実践							
	企業誘致事業	調査研究・企画	企業誘致活動							
	避難誘導システム等整備事業(サイン、行政無線、防災教育等)	調査研究・企画	事業着手							
			システム等運営							

※事業スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

なお、仮設住宅の確保やメンテナンスに配慮するものとします。

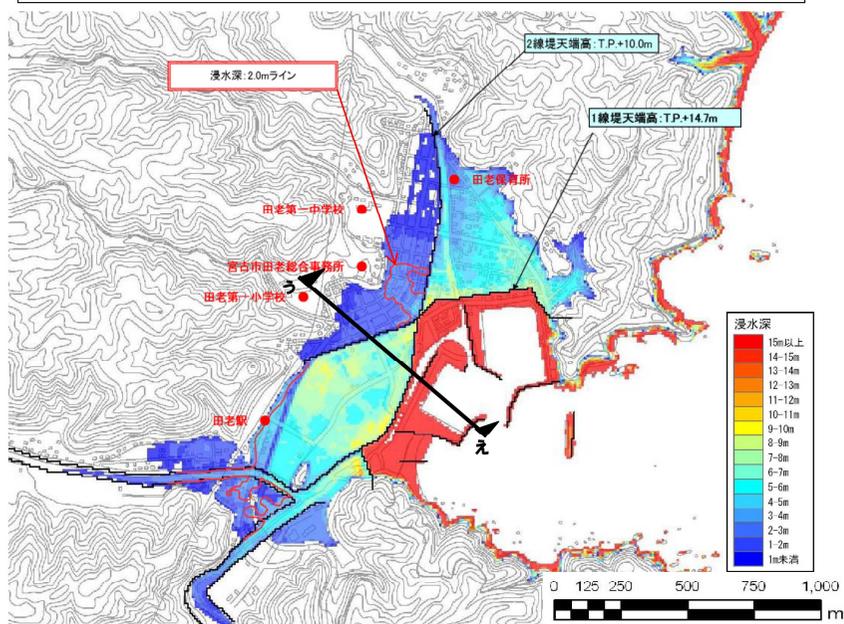
◎この田老地区復興まちづくり計画は限られた時間の中で、熱心な議論によりおおその方向づけをまとめたものです。
 ◎この案をたたき台として、今後も、これまでの田老地区における課題解決もあわせたソフト事業も含めて、地域の皆さんでまちづくりを進めていきます。
 ◎このまちづくり計画の事業実施にあたっては新たな組織「まちづくりの会(仮称)」を設立し、十分協議の上、行うこととします。

資料4: 市長への提言書

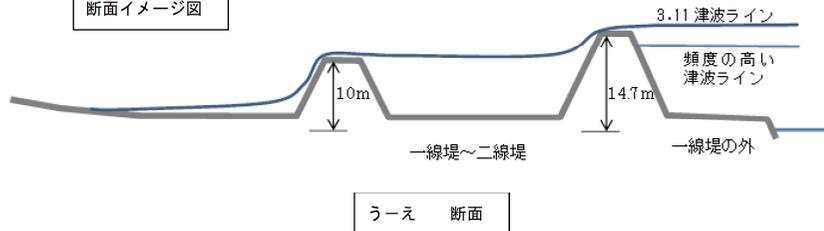
参考資料：復興まちづくりを検討する前提となる津波シミュレーション

●津波シミュレーションの条件

- ・県が決定した防潮堤 (T.P.+14.7m) が整備されている
- ・東日本大震災が発生した当時の潮位 (T.P.-0.46m)、および津波高
- ・東日本大震災による地盤が沈下した状態での地盤高 (更なる地盤沈下は考慮しない)

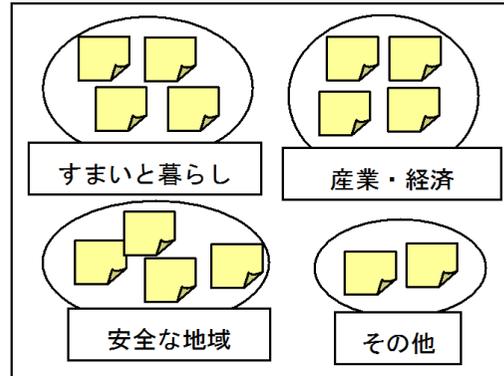
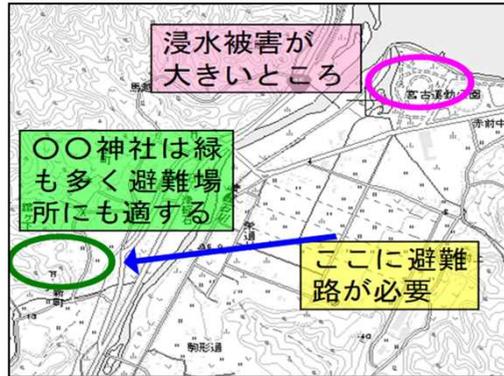


断面イメージ図



資料5: 計画策定の様子(検討会立ち上げ型)

まちづくりの方針の検討イメージ



検討会



まちづくりの会



内覧会



内覧会



まちづくり便り

意見用紙

市長に提言



資料6:宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

平成 24 年 3 月
宮 古 市

1. 本計画の概要

昨年 3 月 11 日の東日本大震災で、宮古市では死者・行方不明者約 530 名、流失、全壊した家屋約 3,700 棟という大きな被害を受けました。市では、この東日本大震災からの復興を目指し、昨年 6 月 1 日に「宮古市震災復興基本方針」を策定するとともに、10 月 31 日「宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)」を策定しました。

本計画は、「宮古市東日本大震災復興計画」の下位計画としての位置づけで、被災した市内 33 地区において推進する復興のためのまちづくりの計画について、その内容を示すものです。

本計画には、総論としての土地利用の基本方針及び公共施設の配置方針とともに、各地区別の復興まちづくりの基本的な方針や事業手法の概略等についてお示ししてありますが、事業の詳細については、今後被災された方からの意向確認、測量調査等を実施し、具体的に決定していくこととなります。

市では、本計画に基づき、各被災地の 1 日でも早い復興を目指し、復興まちづくり事業を推進します。

2. 本計画策定までの経緯

市では、復興まちづくり計画の策定にあたっては、住民の合意形成が重要であり、そのためには計画の策定に住民自ら参画していただくことが最も効果的であると考えました。このことから、被災した 33 地区について、状況に応じて 2 つの方法により復興まちづくり計画をまとめてきました。

1 つ目が自治会、消防団、PTA 等から選出された住民代表を構成メンバーとして、地区としての計画を取りまとめ、市長に対して提言していただく「検討会立ち上げ型」であり、被災戸数が 100 戸以上の 10 地区で実施していただきました。また、もう 1 つが住民全員を対象とする意見交換会や個別の意向確認を行う「全体協議型」であり、被災戸数が 40 戸未満の 23 地区で実施しました。

「検討会立ち上げ型」の地区から市長に対して提出された提言と「全体協議型」の地区での意見交換や個別の意向確認で示されたご意向等を可能な限り尊重し、市が行政としての検討を行い成案としてまとめたものが、本計画です。

●「地区復興まちづくり計画」を策定するまでの経緯

期 日	内 容
平成 23 年 3 月	東北地方太平洋沖地震発生 (3/11)
平成 23 年 6 月	◆宮古市震災復興基本方針策定 (6/1) ◆宮古市震災復興に係る市民懇談会開催 (6/23~7/4、14 会場、参加者数 1,516 人)
7 月	◆復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査を実施 (7/8~7/26、被災地域及び周辺の 6,644 世帯を対象。回収数は 3,200 世帯 (48.2%)。) ◆第 1 回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催 (7/25)
8 月	◆第 2 回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催 (8/23)
9 月	◆第 1 回地区復興まちづくりの会 (9/6~10/8、市内 23 会場、参加者数 1,239 人) ◆第 3 回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催 (9/13) ◆第 4 回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催 (9/28)

資料6：宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

期 日	内 容
10月	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）案パブリックコメント実施（10/1～10/20） ◆宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）案に係る市民説明会開催（10/14～10/18、市内7会場、参加者数452人） ◆第5回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催（10/28） ◆宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）を策定（10/31） ■第1回意向調査（10/12～11/15） ●第1回地区復興まちづくり検討会（10/25～11/11）
11月	●第2回地区復興まちづくり検討会（11/24～12/9）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換会（12/12～1/11） ●第3回地区復興まちづくり検討会（12/20～1/13）
平成24年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●地区復興まちづくり計画（素案）内覧会（1/14～1/24、市内13会場、参加者数667人） ●第4回地区復興まちづくり検討会（1/30～2/9）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回地区復興まちづくりの会（2/16～2/23、市内12会場、参加者数863人、10地区のうち6地区が市長へ提言） ●10地区のうち4地区の市長提言（2/28） ◆第6回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催（2/29） ■第2回意向調査（2/2～3/17）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮古市東日本大震災復興計画（推進計画）案パブリックコメント実施（3/3～3/22） ■第2回地区復興まちづくりの会（3/19～3/23、市内5会場、参加者数91人） ◆宮古市東日本大震災復興計画（推進計画）を策定（3/30） ◆宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画を策定（3/30）

※◆…全般事項、●…被災戸数100戸以上の10地区、■…被災戸数40戸未満の23地区

3. 土地利用の方針

（1）災害危険区域の設定について

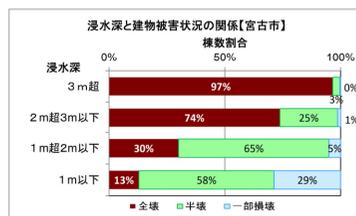
数十年から百数十年に一度程度の比較的発生頻度の高い津波に対しては、防潮堤等の防災施設を整備し、住宅等を確実に守りますが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（昨年3月11日に発生した規模の津波）が襲来した場合は防潮堤等を越流する区域が発生すると予想されています。

これらの区域においては、浸水した場合でも住民の生命を確実に守り、地域全体が壊滅的な被害を受けないことを目指し、住宅の建築を制限する災害危険区域を設定します。

1) 災害危険区域の設定方針

今回の東日本大震災を対象とした被災現況調査（国土交通省調査、右図参照）によると、市では浸水深が1mを超えると建物の全壊割合が約30%に及びます。

この結果を踏まえて、防潮堤や道路・地盤の高上げ等の防災対策を実施した場合でも最大クラスの津波により浸水深が1m以上と予想される区域と1m未満と予想される区域が隣接、混



1. 本計画の概要

昨年3月11日の東日本大震災で、宮古市では死者・行方不明者約530名、流失、全壊した家屋約3,700棟という大きな被害を受けました。市では、この東日本大震災からの復興を目指し、昨年6月1日に「宮古市震災復興基本方針」を策定するとともに、10月31日「宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）」を策定しました。

本計画は、「宮古市東日本大震災復興計画」の下位計画としての位置づけで、被災した市内33地区において推進する復興のためのまちづくりの計画について、その内容を示すものです。

本計画には、総論としての土地利用の基本方針及び公共施設の配置方針とともに、各地区別の復興まちづくりの基本的な方針や事業手法の概略等についてお示ししてありますが、事業の詳細については、今後被災された方からの意向確認、測量調査等を実施し、具体的に決定していくこととなります。

市では、本計画に基づき、各被災地の1日でも早い復興を目指し、復興まちづくり事業を推進します。

2. 本計画策定までの経緯

市では、復興まちづくり計画の策定にあたっては、住民の合意形成が重要であり、そのためには計画の策定に住民自ら参画していただくことが最も効果的であると考えました。このことから、被災した33地区について、状況に応じて2つの方法により復興まちづくり計画をまとめてきました。

1つ目が自治会、消防団、PTA等から選出された住民代表を構成メンバーとして、地区としての計画を取りまとめ、市長に対して提言していただく「検討会立ち上げ型」であり、被災戸数が100戸以上の10地区で実施していただきました。また、もう1つが住民全員を対象とする意見交換会や個別の意向確認を行う「全体協議型」であり、被災戸数が40戸未満の23地区で実施しました。

「検討会立ち上げ型」の地区から市長に対して提出された提言と「全体協議型」の地区での意見交換や個別の意向確認で示されたご意向等を可能な限り尊重し、市が行政としての検討を行い成案としてまとめたものが、本計画です。

●「地区復興まちづくり計画」を策定するまでの経緯

期 日	内 容
平成23年3月	東北地方太平洋沖地震発生（3/11）
平成23年6月	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮古市震災復興基本方針策定（6/1） ◆宮古市震災復興に係る市民懇談会開催（6/23～7/4、14会場、参加者数1,516人）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ◆復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査を実施（7/8～7/26、被災地域及び周辺の6,644世帯を対象。回収数は3,200世帯（48.2%）。 ◆第1回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催（7/25）
8月	◆第2回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催（8/23）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回地区復興まちづくりの会（9/6～10/8、市内23会場、参加者数1,239人） ◆第3回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催（9/13） ◆第4回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催（9/28）

資料6：宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

期 日	内 容
10月	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)案パブリックコメント実施(10/1~10/20) ◆宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)案に係る市民説明会開催(10/14~10/18、市内7会場、参加者数452人) ◆第5回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(10/28) ◆宮古市東日本大震災復興計画(基本計画)を策定(10/31) ■第1回意向調査(10/12~11/15) ●第1回地区復興まちづくり検討会(10/25~11/11)
11月	●第2回地区復興まちづくり検討会(11/24~12/9)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■意見交換会(12/12~1/11) ●第3回地区復興まちづくり検討会(12/20~1/13)
平成24年1月	<ul style="list-style-type: none"> ●地区復興まちづくり計画(素案)内覧会(1/14~1/24、市内13会場、参加者数667人) ●第4回地区復興まちづくり検討会(1/30~2/9)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回地区復興まちづくりの会(2/16~2/23、市内12会場、参加者数863人、10地区のうち6地区が市長へ提言) ●10地区のうち4地区の市長提言(2/28) ◆第6回宮古市東日本大震災復興計画検討委員会を開催(2/29) ■第2回意向調査(2/2~3/17)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮古市東日本大震災復興計画(推進計画)案パブリックコメント実施(3/3~3/22) ■第2回地区復興まちづくりの会(3/19~3/23、市内5会場、参加者数91人) ◆宮古市東日本大震災復興計画(推進計画)を策定(3/30) ◆宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画を策定(3/30)

※◆…全般事項、●…被災戸数100戸以上の10地区、■…被災戸数40戸未満の23地区

3. 土地利用の方針

(1) 災害危険区域の設定について

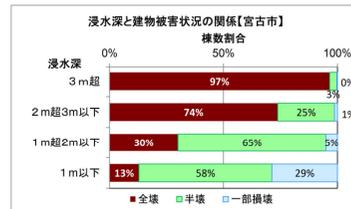
数十年から百数十年に一度程度の比較的高い津波に対しては、防潮堤等の防災施設を整備し、住宅等を確実に守りますが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(昨年3月11日に発生した規模の津波)が襲来した場合は防潮堤等を越流する区域が発生すると予想されています。

これらの区域においては、浸水した場合でも住民の生命を確実に守り、地域全体が壊滅的な被害を受けないことを目指し、住宅の建築を制限する災害危険区域を設定します。

1) 災害危険区域の設定方針

今回の東日本大震災を対象とした被災現況調査(国土交通省調査、右図参照)によると、市では浸水深が1mを超えると建物の全壊割合が約30%に及びます。

この結果を踏まえて、防潮堤や道路・地盤の嵩上げ等の防災対策を実施した場合でも最大クラスの津波により浸水深が1m以上と予想される区域と1m未満と予想される区域が隣接、混



在する地区では、たとえ浸水深が1m未満であっても、隣接する区域からの流出物や浸水により、建物被害が予想されることから、浸水深1m未満と予想される区域を含めて災害危険区域に指定します。また、予想浸水深が1m未満の区域のみの地区では、流出物や浸水による建物被害は少ないと考えられるため、災害危険区域としての指定は行わないこととします。なお、災害危険区域の設定については、原則として予想浸水深の変化が確認できる地形地物により行います。

2) 災害危険区域における建築制限の方針

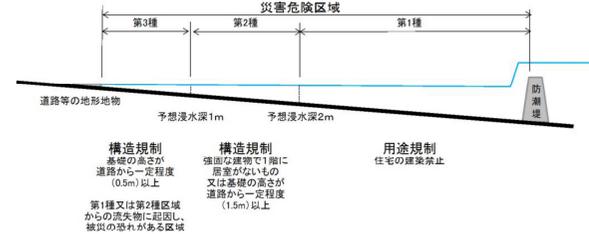
災害危険区域においては、その予想浸水深に応じた建築制限の方針を下表のとおりとします。予想浸水深が1m未満の区域においても、第1種や第2種といった1m以上の浸水が予想されている区域に隣接し、流出物や浸水による建物被害が予想される区域については、第3種区域として建築制限を設定することとしました。なお、この制限については、条例により行います。

●災害危険区域と建築制限の設定

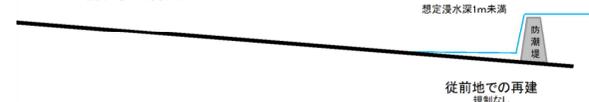
区域	種別	予想浸水深	区域区分	建築制限の方針
予想浸水深が1m以上の箇所を含む区域(災害危険区域)	第1種	概ね2m以上の区域	予想浸水深2m以上を含む、地形地物により区画された区域	住宅の建築禁止
	第2種	概ね1m以上2m未満の区域	予想浸水深1m以上を含む、地形地物により区画された区域	住宅の建築構造規制 強固な建物で1階に居室がないもの、又は基礎の高さが道路から一定程度(1.5m)以上のものに限り建築を認める。
	第3種	概ね1m未満の区域	地形地物により区画された第1種又は第2種区域の周辺区域	住宅の建築構造規制 基礎の高さが道路から一定程度(0.5m)以上のものに限り建築を認める。
予想浸水深が1m未満の区域			災害危険区域を設定しない。	

●災害危険区域の設定と建築制限のイメージ

① 予想浸水深が1m以上の箇所を含む区域(災害危険区域)



② 予想浸水深が1m未満の区域(災害危険区域を設定しない)



資料6：宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

(2) 建築の自粛について

昨年3月11日の震災で浸水した地区については、5月から住宅の建築について自粛をお願いしています。このうち災害危険区域の設定が予想される地区については、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業等の施行と併せて、住宅の建築を条例で規制する予定です。このような地区におきましては、条例を制定するまでの間、引き続き住宅の建築について、自粛をお願いしていきます。

また、防潮堤の新設、都市再生区画整理事業等面的整備に係る事業の実施が見込まれる地区においては、今後の事業の進捗に支障を生じさせないため、関係者等との調整が整うまでの間、引き続き住宅の建築について、自粛をお願いしていきます。これらの地区では、関係者等との調整が整った都度、住宅建築の自粛を解除するものとし、その地区等は、順次、広報等でお知らせします。

なお、災害危険区域の設定が予想されない地区と防潮堤の新設、都市再生区画整理事業等面的整備に係る事業を実施する予定のない地区につきましては、本計画策定により土地利用の方針が定まったことから、住宅建築の自粛について解除します。

●引き続き建築の自粛をお願いする地区

田老地区、鎌ヶ崎地区、光岸地区、高浜地区のうち高浜4丁目一部の地区、金浜地区、津軽石地区、赤前地区（釜ヶ沢地区含む）、摂待地区、小港地区、松月地区、女遊戸地区、中ノ浜地区、宿地区、日出島地区、大沢地区、堀内地区、小堀内地区、葉の木浜地区、白浜地区、小鯖沢地区、太田浜地区、追切地区、浦の沢地区、鶴磯地区、荒巻地区、音部地区、重茂里地区、千鶏地区、石浜地区及び川代地区のうち、平成23年3月11日の震災で浸水した区域

●住宅の建築の自粛を解除する地区

愛宕・築地区、中心市街地地区、藤原地区、磯鶏地区及び高浜地区のうち高浜4丁目の一部を除く地区のうち平成23年3月11日の震災で浸水した区域

4. 公共施設の配置方針

大震災津波において、海沿いの産業振興施設や文教施設、医療・社会福祉施設等、主要な公共施設が壊滅的な被害を受け、これら施設の早期復旧・整備と再開が大きな課題となっています。この課題解決に向けて、復興計画、被災地域の土地利用の方針とも合致した、適切な位置そして機能、規模、複合化等をあわせて検討することが急務となっています。

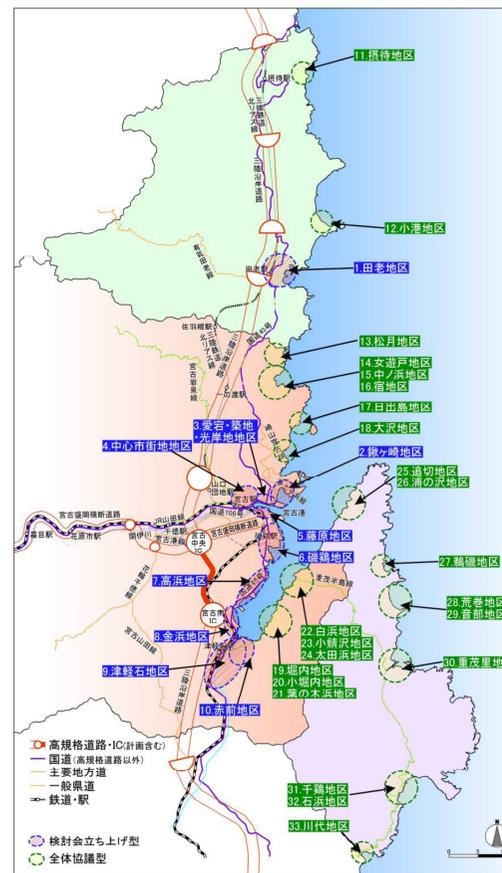
このため、次の点に留意し総合的な検討を行い、被災地区の復興にあわせて、安全で快適な市民生活を支える公共施設の適正配置を進めます。

- ・施設があった地区別の復興まちづくり計画との整合性を図るとともに、施設の将来的なあり方も含めて検討を行います。
- ・施設の態様、市民の利用頻度等の観点から、複合化が可能で、かつ相乗効果が期待できる施設については、その検討を行います。
- ・施設利用者の安全を確保するため、「今次津波の浸水区域外」での配置を基本とします。
- ・海岸保全施設及び地盤高上げ等を整備した状態で、「浸水なしの区域」に設置する場合は、確実な避難手段を確保することとします。
- ・機能上、「浸水ありの区域」に設置する場合は、地盤の高上げや強固な建物構造等による安全性の向上を図るとともに、確実な避難手段を確保することとします。

5. 地区別の復興まちづくり計画

下表に示す33地区について、被災者の意向を踏まえた地区復興まちづくり計画を作成しました。

【検討会立ち上げ型】	【全体協議型】
被災戸数100戸以上で復興パターンが複数案想定される地区（10地区）	被災戸数40戸未満で復興パターンが概ね1種類の地区（23地区）
1. 田老地区、 2. 鎌ヶ崎地区、3. 愛宕・築地・光岸地区、 4. 中心市街地地区、5. 藤原地区、6. 磯鶏地区、 7. 高浜地区、8. 金浜地区、9. 津軽石地区、 10. 赤前地区（釜ヶ沢地区を含む）	11. 摂待地区、12. 小港地区、 13. 松月地区、14. 女遊戸地区、15. 中ノ浜地区、 16. 宿地区、17. 日出島地区、18. 大沢地区、 19. 堀内地区、20. 小堀内地区、21. 葉の木浜地区、 22. 白浜地区、23. 小鯖沢地区、24. 太田浜地区、 25. 追切地区、26. 浦の沢地区、27. 鶴磯地区、 28. 荒巻地区、29. 音部地区、30. 重茂里地区、 31. 千鶏地区、32. 石浜地区、33. 川代地区



資料6：宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

(1) 田老地区 地区復興まちづくり計画

■基本的な考え方

防潮堤等の整備後においても、最大クラスの津波が発生すると、一線堤と二線堤の間は1m以上の浸水が予想され、さらに、二線堤も越流し市街地まで浸水することが予想されます。そのため、浸水が予想される区域については、高台への移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。なお、市街地の一部においては、田老のまちで住み続けたいとする考え方も対応し、地盤の嵩上げによる津波への防御力を確保した住宅地を整備し既成市街地の再生を一体的に進めます。また、万が一にも備えた避難のためのソフト・ハードの対策を推進します。

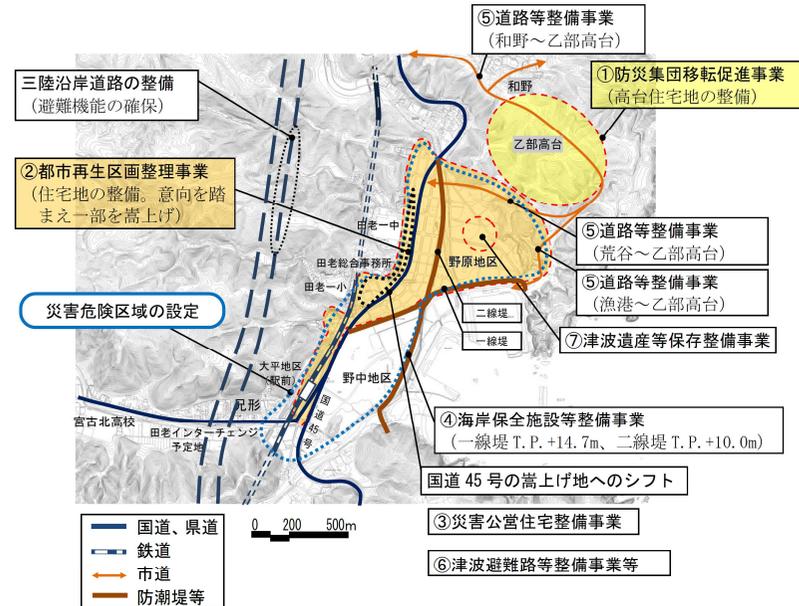
■復興まちづくり方針

- 従前のコミュニティに配慮しながら高台への住宅移転等を推進します
 - ・ 最大クラスの津波が発生した場合に浸水が予想される区域は、乙部高台に移転を進め、災害危険区域を設定し、住宅建築を制限します。【①防災集団移転促進事業】
 - ・ 国道45号より山側の一部においては、既存住宅等に配慮し、従前地での再建希望者に対応する嵩上げ住宅地を整備します。【②都市再生区画整理事業】
 - ・ 被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅を整備します。建設場所については、田老地区内で調整を図り決定します。【③災害公営住宅整備事業】
- 防潮堤等を整備するとともに、道路及び避難路等の整備により地区の安全を確保します
 - ・ 防潮堤等を整備(一線堤 T.P.+14.7m、二線堤 T.P.+10.0m)します。【④海岸保全施設等整備事業】
 - ・ 高台住宅地に連絡する安全性・利便性の高い道路整備を進めます。また国道45号については、高台住宅地への連絡道路や嵩上げ住宅地等の整備に併せて、最大クラスの津波に対しても浸水しない災害に強い道路整備を要望します。【⑤道路等整備事業】
 - ・ 市街地から高台へ安全かつ迅速に避難できるよう三陸沿岸道路の整備に併せ、非常時の避難階段の設置について関係機関に要望します。
 - ・ 避難路、避難所、避難ビル等については、検討会からの提言を踏まえて平成24年度に作成予定である都市防災総合推進事業計画に基づき整備します。【⑥津波避難路等整備事業等】
- 住宅の再建場所や地区内での機能分担、アクセシビリティを考慮した公共施設の配置を図ります
 - ・ 被災した保育所、田老診療所等の公共施設については、公共施設の適正配置の検討に基づき、移転、整備を進めます。また、消防施設はアクセシビリティ、災害時の機動力を考えた位置での再建を進めます。
- 津波遺産等の保存・整備を図り震災の記憶と記録を後世に伝えます
 - ・ 「防災の町・田老」としての取り組み等を後世に伝えていくため、津波遺産等の保存・整備を進めます。【⑦津波遺産等保存整備事業】

■復興に向けた計画事業

復興まちづくり事業計画図

復興まちづくり方針に基づく土地利用及び道路・防災施設等の整備構想と主な計画事業を以下に示します。(位置については概ねの計画を示したもので、確定したものではありません)



主な事業の想定スケジュール

スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
① 防災集団移転促進事業						住宅建築
② 都市再生区画整理事業						住宅建築
③ 災害公営住宅整備事業						
④ 海岸保全施設等整備事業						
⑤ 道路等整備事業						
⑥ 津波避難路等整備事業等						
⑦ 津波遺産等保存整備事業						

※住宅建築は、各権利者が実施するものです。

資料6:宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画

宮古市東日本大震災地区復興まちづくり計画 参考資料

今後の検討課題等

本計画では、地区復興まちづくり検討会から提言された内容を最大限尊重することを基本としています。ただし、関係機関との協議や技術検討等により、提言内容との相違点等や今後の検討課題が生じておりますので、その理由等を以下に示します。

なお、今後の主な検討課題に掲げた事項につきましては、関係機関との協議、調整等も踏まえ、実施に向けて継続的に検討していきます。検討の結果、実施が可能と判断した事業については、順次、本計画を変更し、実施していきます。

(1) 田老地区

●地区復興まちづくり計画（検討会からの提言）との相違点等と理由

- ・国道45号は、背後のまちづくりと併せて浸水しない高さまで嵩上げすることにより、津波襲来時でも寸断されない災害に強い道路網の整備が図られるとともに、乙部高台へのアクセスが高まることから、山側のルートを選定しました。
- ・高台移転先については、集団移転による市街地の分散を可能な限り抑制するため、既成市街地との連続性を確保できる位置として乙部高台を選定しました。

●今後の主な検討課題

- ・大平地区（田老駅前）の嵩上げについては、三陸沿岸道路の整備計画を見据えた県道有芸田老線の整備の状況を踏まえ調整していきます。
- ・総合運動公園については、平成24年度に公共施設の配置方針を踏まえ検討します。
- ・防潮堤を乗り越す道路の整備については、防潮堤の整備計画に併せて検討します。